唐津市
第二期
子ども・子育て
支援事業計画

令和2年度～令和6年度

子どもを生み育てやすいまちづくり

令和2年3月

唐　津　市

はじめに

唐津市では、平成 27 年４月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成 22 年３月に策定した「唐津市次世代育成支援後期行動計画」に掲げた施策を抱合させた一体の計画として、平成 27 年３月に５年間を計画期間とする「唐津市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、本市における子ども・子育て支援の量・質の充実および安心して子どもを生み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めてきました。

今回の第二期計画につきましては、平成 27 年度に策定された第一期計画および平成 30 年 12 月に実施したニーズ調査の結果をもとに、子どもの保護者、子育て支援事業従事者、学識経験者等を委員とした「唐津市子ども・子育て会議」における計画内容の審議を経て、「子どもを生み育てやすいまちづくり」を基本理念とした「唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本市としましても、少子化のみならず、児童虐待や子どもの貧困問題、障がいのある子どもへの対応の必要性が高まるなど、子どもを取り巻く環境が変化するなか地域全体での支え合いや、さなざまな子育て支援により、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じられるように、市民の皆様や関連機関と相互の連携・協力を図りながら「子育てに寄り添うからつ」の実現に努めてまいります。

結びに、貴重なご意見やご提言をいただきました「唐津市子ども・子育て会議」の委員の皆様、また、ニーズ調査やパブリックコメントに対してご協力をいただきました皆様に心からお礼を申しあげます。

令和２年３月

唐津市長　峰　　達　郎

目　次

第１章 計画策定にあたって 1

1 計画策定の背景 1

2 計画策定の趣旨 3

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 4

（1） 子ども・子育て支援給付（3つの給付） 4

（2） 保育の必要性の認定区分 4

（3） 地域子ども・子育て支援事業 5

（4） 制度の対象となる子ども 5

4 計画の位置付け 6

5 計画の期間 7

6 計画の策定体制 7

（1） 唐津市子ども・子育て会議の設置 7

（2） 子ども・子育て支援に関するアンケートの実施 8

第2章 唐津市の子ども・子育てを取り巻く環境 9

1 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等 9

（1） 総人口・年齢構成・年齢構成の推移 9

（2） 世帯の状況 11

（3） 自然動態・社会動態 12

（4） 出生の状況 12

（5） 女性の就労状況 13

（6） 障がい者手帳等の保持者、外国人世帯 14

（7） 子どもの人数 15

2 幼稚園・保育所・認定こども園の設置状況 17

3 地域子ども・子育て支援事業の状況 20

4 ニーズ調査の結果概要 23

（1） 母親の就労状況 23

（2） 教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用 25

（3） 子どもが病気やケガのときの対応 27

（4） 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）の利用 29

（5） 育児休業の取得 29

（6） 家庭の子育て、地域の子育て環境 31

（7） 市への期待と情報入手方法 33

（8） 小学生の放課後の過ごし方 35
5 ニーズ調査等にみる課題 37
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 39
1 基本方針 39
2 基本理念 41
3 施策の体系 42
第4章 子ども・子育て支援に関する施策 43
1 提供区域の設定 43
2 「量の見込み」と「確保の方策」について 44
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策 45
4 地域子ども・子育て支援事業 48
① 利用者支援事業 48
② 地域子育て支援拠点事業 49
③ 妊婦健康診査 50
④ 乳児家庭全戸訪問事業 51
⑤ 養育支援訪問事業 52
⑥ 子育て短期支援事業 53
⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象 54
⑧ 一時預かり事業 55
⑨ 延長保育事業 57
⑩ 病児・病後児保育事業 58
⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 59
⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 69
5 社会や国の動向に対応する取り組み 70
第5章 次世代育成支援に関する施策 73
1. 地域における子育ての支援 73
2. 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 78
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 83
4. 子育てを支援する生活環境の整備 87
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進 89
6. 子ども等の安全の確保 90
7. 配慮が必要な子どもと家庭への取り組みの推進 92

第6章 計画の推進体制 97

1 関係機関等との連携 97

2 計画の達成状況の点検・評価 98

資料編 99

計画策定の経過 99

唐津市子ども・子育て会議条例 100

唐津市子ども・子育て会議 委員名簿 102

用語解説 103

第１章 計画策定にあたって

１ 計画策定の背景

少子化の進行に伴う本格的子育て支援のはじまり

平成 15 年７月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」（10 年間の時限立法）が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

唐津市においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までを対象とする「唐津市次世代育成支援行動計画」、平成 22 年度から平成 26 年度までを対象とする「唐津市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、次世代育成支援対策を推進してきました。

「子ども・子育て支援新制度」と「唐津市子ども・子育て支援事業計画」

平成 24 年８月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が制定されました。この関連３法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年から施行されました。一方、「次世代育成支援行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

唐津市においては、上記の流れを踏まえ、平成 27 年度からの５年間を計画期間とする「唐津市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年３月に策定し、「唐津市次世代育成支援後期行動計画」に掲げた施策をその中に抱合させて一体の計画とし、唐津市における子ども・子育て支援の量・質の充実および安心して子どもを生み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

「子ども・子育て支援新制度」施行以降の動向

平成 27 年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子どもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

日本の合計特殊出生率[1]は依然として低下傾向で推移し、近年、微増の傾向がみられたものの再び低下傾向に転じ、平成 30 年時点で 1.42 となりました。

児童虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所を中心にその対応を行ってきましたが、増え続ける児童虐待を防止するため、平成 23 年 5 月には民法・児童福祉法等の改正が行われました。さらに、平成 28 年6月の児童福祉法改正等では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化がなされています。

子どもの貧困対策については、平成 26 年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年８月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年９月には同法の一部を改正する法律が施行され、子どもの貧困対策に関する市町村計画の策定が努力義務となりました。

障がいのある子どもへの対応については、平成 28 年6月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児等に対する支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がいのある子どもの利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性が挙げられました。

平成 28 年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取り組み強化策「子育て安心プラン」は、平成 29 年 11 月、さらに当初の予定を前倒しで進める旨の発表が内閣府により行われました。

また、平成 28 年の児童福祉法改正等では、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。

令和元年 10 月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児、 住民税非課税世帯の０歳から２歳児の利用料が無償となっています。

1 合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産む子どもの数をあらわしています。平成 30 年時点で 1.42（3 年連続で減少）となっています（人口動態統計）

2 計画策定の趣旨

これまでの取り組みを継承しつつ新しい課題に対応する第二期計画

「唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」といいます。）は、平成 27 年度から開始された「唐津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」といいます。）の第二期計画として、これまでの市の取り組みを継承しながら、近年の子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化等に対応するために策定するものです。

少子化のみならず、児童虐待や子どもの貧困問題、障がいのある子どもへの対応の必要性が高まるなど、子どもを取り巻く様々な環境の変化により、社会全体で子どもと子育てを支援することは、より重要性を増していると考えられます。

本計画により、唐津市において、子ども・子育て支援の量と質の充実および安心して子どもを生み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させることを目指します。

3 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

子ども・子育て支援新制度において、市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

（１） 子ども・子育て支援給付（３つの給付）

種類	対象事業
(ア)施設型給付※	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ)地域型保育給付※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、 事業所内保育
(ウ)児童手当	(従来どおり)

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。
(子ども・子育て支援法第 19 条)

（２） 保育の必要性の認定区分

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて３つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、教育・保育施設等（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）の利用先が決まっていきます。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設等
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

(子ども・子育て支援法第 19 条)

（３） 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、地域の実情に応じて、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

	事 業 名
①	利用者支援事業
②	地域子育て支援拠点事業
③	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業
⑤	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業
⑦	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑧	一時預かり事業
⑨	延長保育事業
⑩	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑫	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※本市における事業

（４） 制度の対象となる子ども

<table>
<tr><td>0歳</td><td>1～5歳</td><td>6～11歳</td><td>12～17歳</td></tr>
<tr><td>乳児期</td><td>幼児期</td><td>小学生</td><td>中学生以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">幼児期の学校教育・保育</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域子ども・子育て支援事業
（右記・下記以外）</td><td>地域子ども・子育て支援事業
「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」</td></tr>
<tr><td colspan="4">子ども・子育て支援法における「子ども」とは、
十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（第6条）</td></tr>
</table>

４ 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するもので、唐津市の子どもと子育て家庭等を対象として、市が進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。また、第一期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。また、計画の一部に「新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画」の役割を持たせます。

社会全体で子ども・子育て・親の育ちを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」「保育の量の拡充」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものであり、策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、市政の最上位計画である「唐津市総合計画」や他の関連計画との整合・連携を行っています。

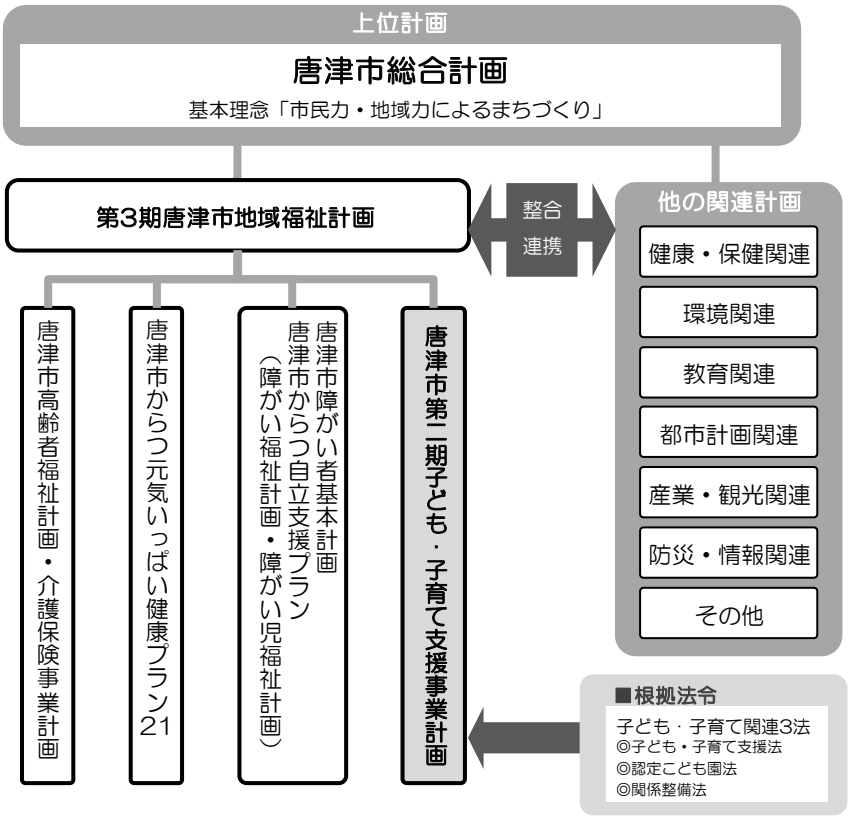

（参考）子ども・子育て支援事業計画の位置付け

子ども・子育て支援法第 61 条第１項
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを参考に見直しを行い、新たに次期５年間の計画を策定します。

	平成 31 年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度～
前期計画							
第二期 計画						見直し	
次期計画						策定	

6 計画の策定体制

（１） 唐津市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている合議制の機関としての「唐津市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

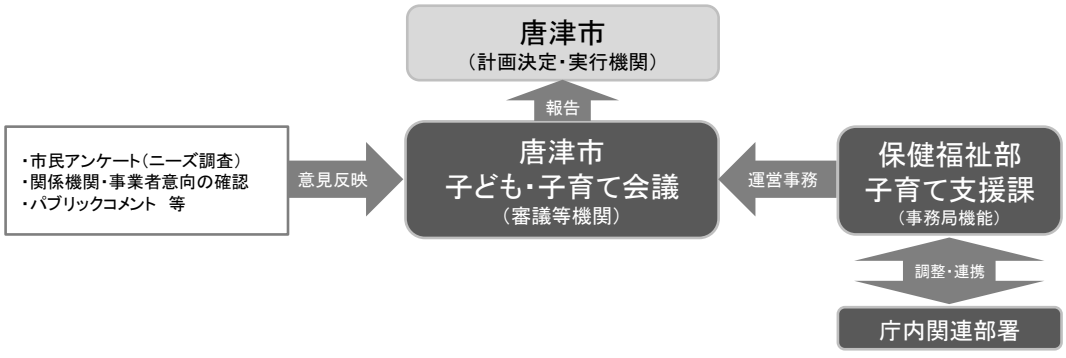

（２） 子ども・子育て支援に関するアンケートの実施

本計画の策定にあたり、就学前児童と小学生の保護者の子育てに関する意識・意見や生活実態と、計画で定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量を推計する基礎データを得ることを目的に「唐津市子育て支援ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」といいます。）を実施しました。

〇調査名：唐津市子育て支援ニーズ調査

〇調査実施方法

	就学前児童（０～５歳）の保護者	小学生（１～６年生）の保護者
調査対象者と抽出方法	唐津市に居住する小学校就学前の児童 2,000 名を無作為抽出し、その保護者を対象に実施	唐津市に居住する小学生 2,000 名を無作為抽出し、その保護者を対象に実施
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成 30 年 12 月 6 日～12 月 25 日	
回収状況	発送数　2,000 回収数　920 回収率　46.0%	発送数　2,000 回収数　982 回収率　49.1%

第２章 唐津市の子ども・子育てを取り巻く環境

１ 人口・世帯・人口動態・子どもの人数等

（１） 総人口・年齢構成・年齢構成の推移

平成 30 年４月１日時点の総人口は 123,107 人（男性 57,936 人、女性 65,171 人）となっています。年齢構成では 65-69 歳が最も多く、その子世代にあたると考えられる 40 代前半も、前後の世代に比べて多くなっています。未成年者では 15-19 歳がその下の世代に比べて多くなっています。

◆ 唐津市の人口ピラミッド

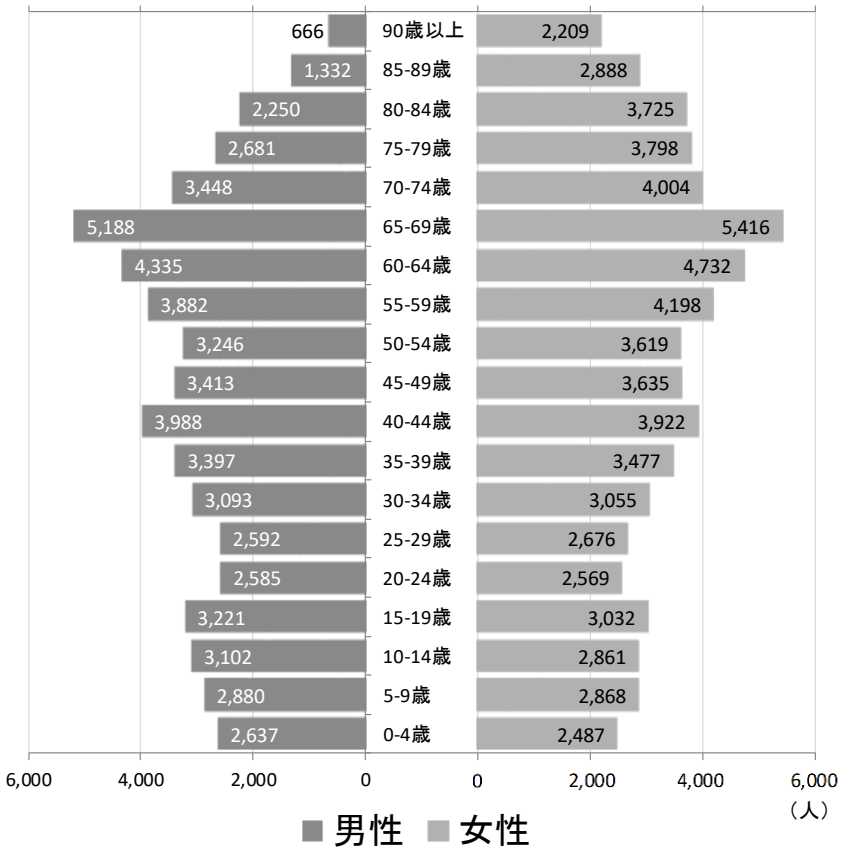

（住民基本台帳 平成 30 年4月1日）

総人口は平成 26 年～30 年の間で減少しています。

平成 26 年を 100 とした場合の平成 30 年の割合を年齢３区分別にみると、年少人口（0～15 歳）は 93.2%（1,227 人の減少）、生産年齢人口（15～64 歳）は 91.6%（6,262 人の減少）、老年人口（65 歳以上）は 107.4％（2,605 人の増加）となっており、高齢化が進行していることがわかります。

◆ 総人口の推移（年齢3区分別）

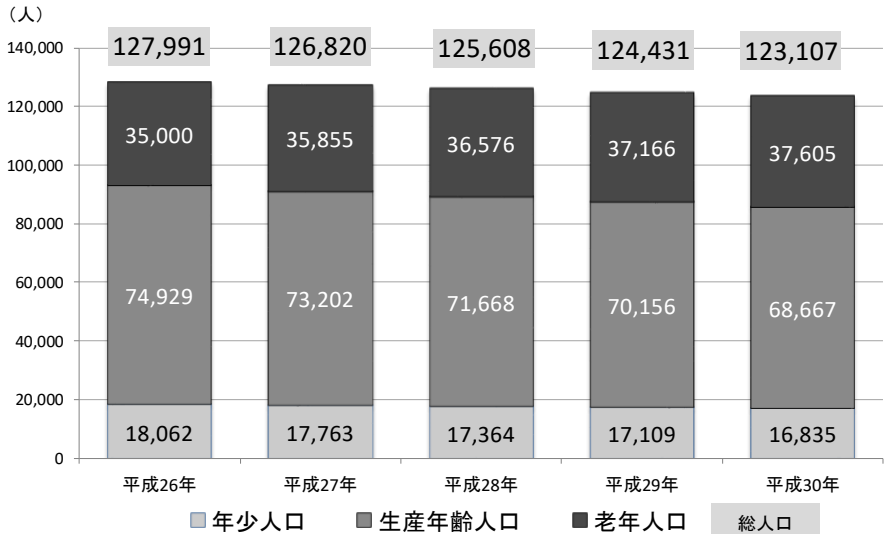

（住民基本台帳　各年4月1日現在）

（２） 世帯の状況

平成 17～27 年で、一般世帯数[2]は増加していますが、１世帯当たりの人員は減少しており、核家族化が進行していることがわかります。

◆ 一般世帯数および１世帯当たり人員の推移

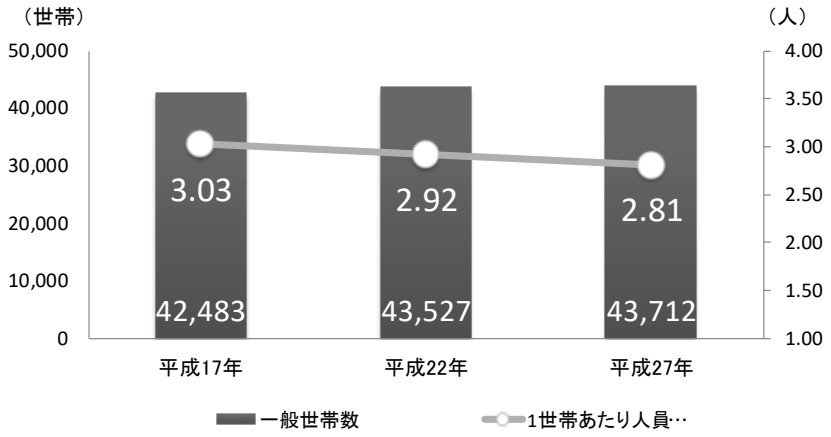

（国勢調査）

平成 17～27 年で、核家族世帯[3]の家族構成の推移をみると、「夫婦のみ」が 1.7 ポイント増加し、子どものいない夫婦が増えています。また、「女親と子ども」が 1.0 ポイント増加、「男親と子ども」が 0.4 ポイント増加しており、ひとり親家庭が少しずつ増えていることがわかります。

◆ 核家族世帯の家族構成の推移

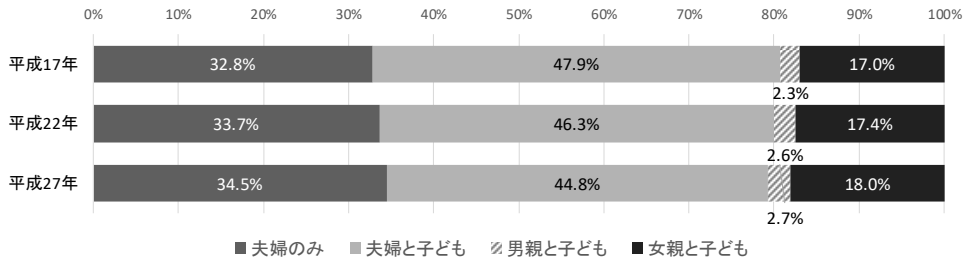

（国勢調査）

2 一般世帯：一般世帯とは次のものです。(1)住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。(2)前記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。(3)会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

3 核家族世帯：親族のみの世帯で、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係により次の区分があります。(1)夫婦のみの世帯。(2)夫婦と子どもから成る世帯。(3)男親と子どもから成る世帯。(4)女親と子どもから成る世帯。

（３） 自然動態・社会動態

自然動態（出生ー死亡）、社会動態（転入ー転出）ともに、年度による大小はあるものの平成 24 年以降連続してマイナスで推移しており、人口減少が進んでいることがわかります。

◆ **自然動態・社会動態の推移**

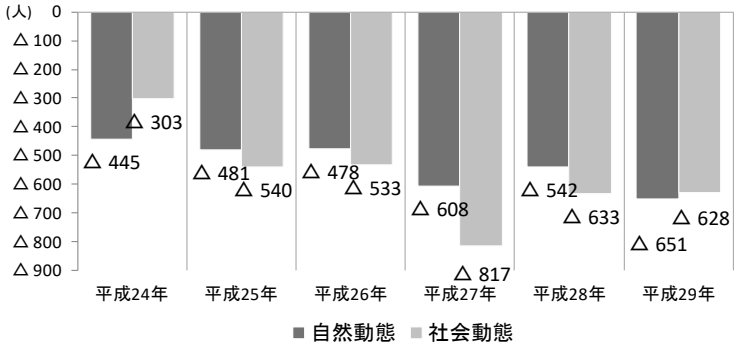

（佐賀県統計分析課（人口移動調査）より）

（４） 出生の状況

出生数は年により増減があり、平成 25 年では 1,073 人、平成 26 年では 1,093 人、平成 29 年では 965 人となっています。出生率（人口千人当たりの出生者数）も年により増減があり、最も多い平成 26 年では 8.5‰、最も少ない平成 29 年で 7.8‰となっています。

◆ **出生数・出生率の推移**

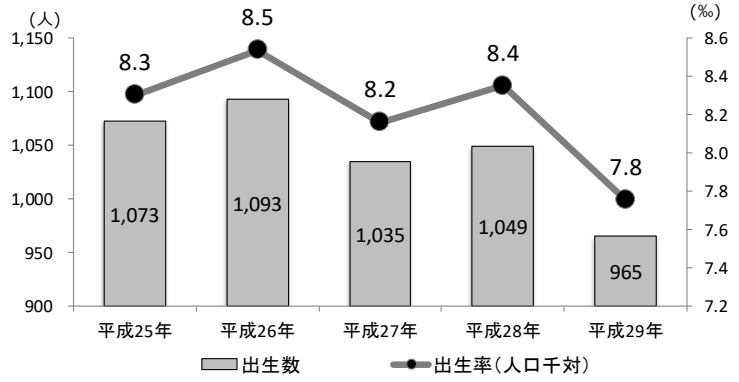

（佐賀県統計分析課（人口移動調査）より）
※出生率（‰＝パーミル）＝1 年間の出生数／当該年の人口×1000

一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は平成５年～平成９年以降、佐賀県平均を上回っています。

◆ 合計特殊出生率の推移

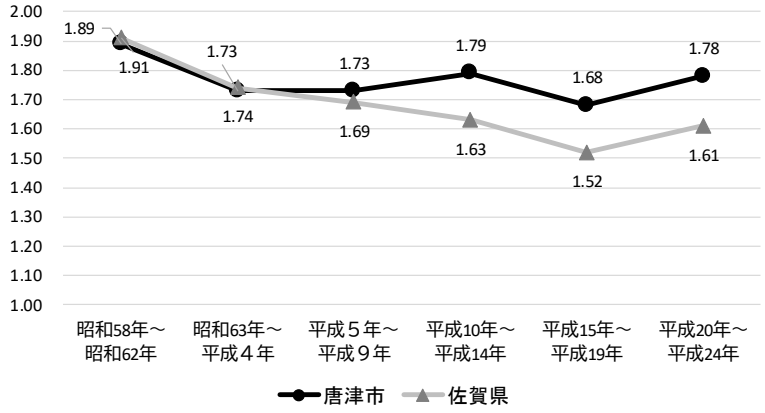

（佐賀県　人口動態統計　平成 29 年）

（５） 女性の就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が 30 歳代で一旦低くなる、いわゆる「M字カーブ」が、平成 17 年、平成 22 年にはわずかにみられたものの、平成 27 年ではほとんどみられない状況となっており、育児期の女性の就業率が高いことがわかります。

◆ 女性の就業率の推移

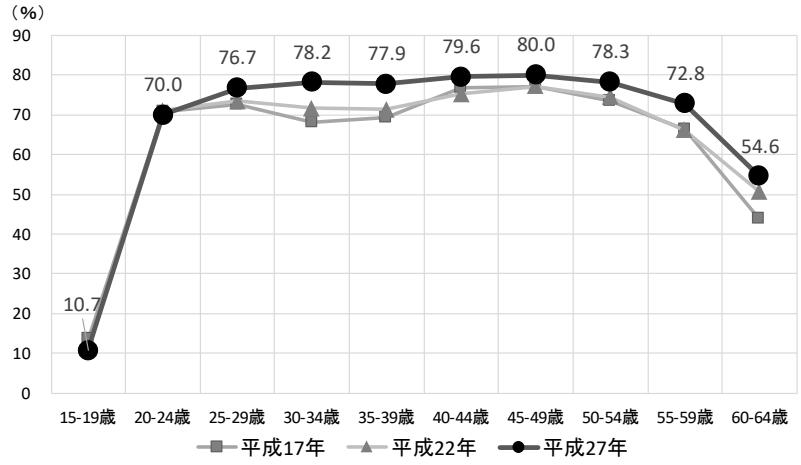

（国勢調査　数字は平成 27 年の数値）

（６） 障がい者手帳等の保持者、外国人世帯

障がいのある人が各種サービスを受けやすくなるための手帳を持っている０歳～17 歳の人数の推移では、知的障がいのある人のための「療育手帳」の保持者数が増加の傾向にあります。

◆ 障がい者手帳保持者数（0-17 歳）の推移

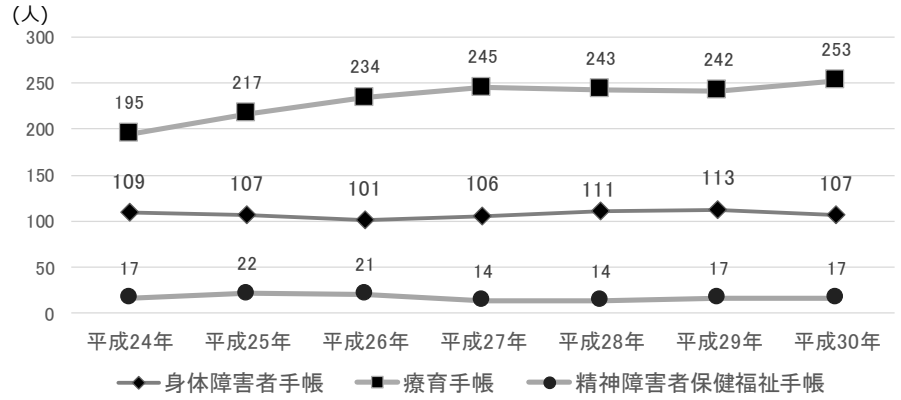

（市データ）

唐津市における、総世帯数に対する外国人世帯の割合は、平成 30 年度で 1.14％と高くはありませんが、近年その数は確実に伸びています。

◆ 外国人世帯数の推移

	人口				外国人				
	総数	男	女	世帯数(A)	総数	男	女	世帯数(B)	総世帯数(A)に占める外国人世帯数(B)の割合
平成30年	123,107	57,936	65,171	50,507	657	139	518	576	1.14%
平成29年	124,431	58,543	65,888	50,283	609	132	477	534	1.06%
平成28年	125,608	59,115	66,493	50,108	555	102	453	492	0.98%
平成27年	126,820	59,642	67,178	49,985	553	98	455	474	0.95%
平成26年	127,991	60,196	67,795	49,876	529	97	432	460	0.92%

単位：人、世帯

（市民課 住民基本台帳人口 各年 3 月 31 日現在）

（７） 子どもの人数

０歳～11 歳の子どもの将来の人口について、平成 27 年度から 30 年度の１歳年齢ごと男女別人口等をもとに推計した結果は以下のとおりです。児童人口はこれまでも減少を続けてきましたが、本計画の年度中（令和２年度～６年度）にかけても０歳～５歳（未就学児）および６歳～11 歳（小学生）ともに減少していくと予想されます。

◆ 児童人口の実績と推計

第二期の計画期間

	実績				推計					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,012	998	998	944	938	920	902	883	867	850
1歳	1,065	1,049	1,035	1,008	970	964	946	928	909	893
2歳	1,107	1,084	1,049	1,033	1,014	975	969	951	933	914
3歳	1,148	1,108	1,094	1,060	1,040	1,021	982	976	958	940
4歳	1,150	1,148	1,098	1,079	1,052	1,032	1,013	974	968	950
5歳	1,130	1,139	1,150	1,096	1,075	1,048	1,028	1,009	970	964
6歳	1,239	1,125	1,143	1,158	1,098	1,077	1,050	1,030	1,011	972
7歳	1,179	1,228	1,127	1,138	1,153	1,093	1,072	1,045	1,025	1,006
8歳	1,208	1,171	1,231	1,125	1,135	1,150	1,090	1,069	1,042	1,022
9歳	1,156	1,197	1,174	1,231	1,123	1,133	1,148	1,088	1,067	1,040
10歳	1,245	1,149	1,204	1,177	1,232	1,124	1,134	1,149	1,089	1,068
11歳	1,204	1,231	1,152	1,197	1,171	1,226	1,119	1,129	1,144	1,084

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	1,012	998	998	944	938	920	902	883	867	850
1-2歳	2,172	2,133	2,084	2,041	1,984	1,939	1,915	1,879	1,842	1,807
3-5歳	3,428	3,395	3,342	3,235	3,167	3,101	3,023	2,959	2,896	2,854
小計	6,612	6,526	6,424	6,220	6,089	5,960	5,840	5,721	5,605	5,511
6-8歳	3,626	3,524	3,501	3,421	3,386	3,320	3,212	3,144	3,078	3,000
9-11歳	3,605	3,577	3,530	3,605	3,526	3,483	3,401	3,366	3,300	3,192
小計	7,231	7,101	7,031	7,026	6,912	6,803	6,613	6,510	6,378	6,192
合計	13,843	13,627	13,455	13,246	13,001	12,763	12,453	12,231	11,983	11,703

（人）

（実績は住民基本台帳　各年度4月１日）

◆ 児童人口の実績と推計（0歳～5歳）

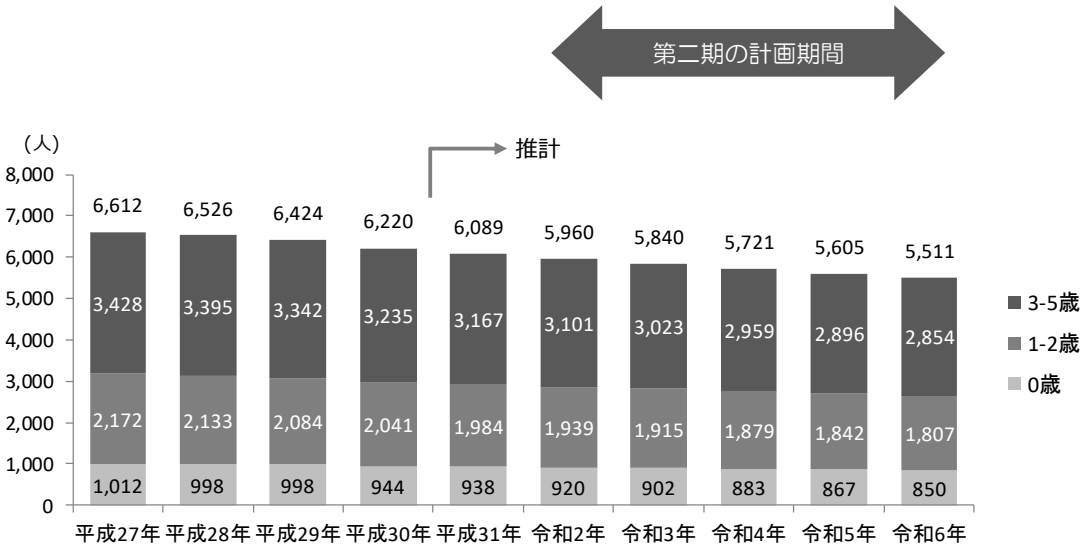

◆ 児童人口の実績と推計（6歳～11 歳）

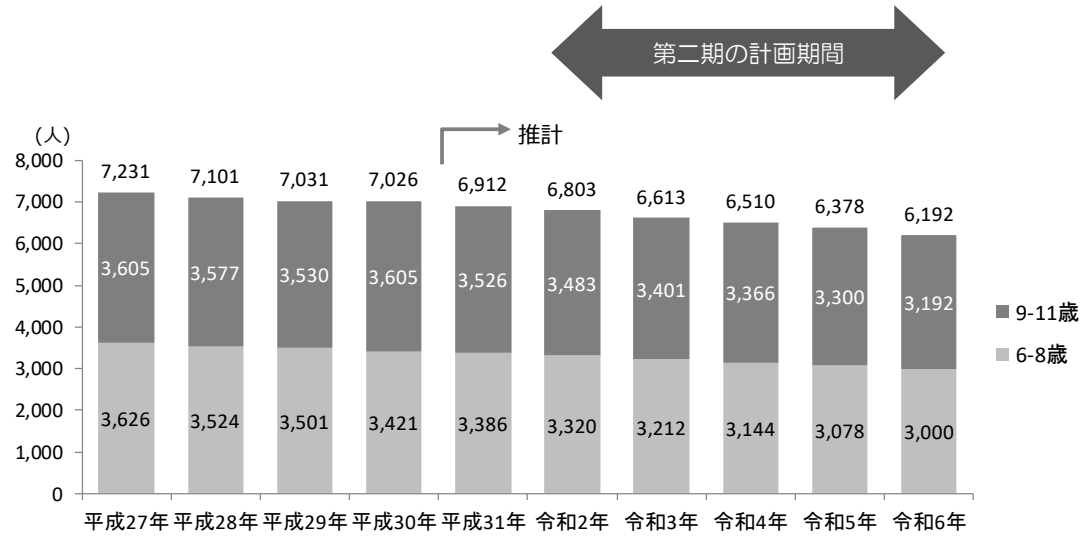

2 幼稚園・保育所・認定こども園の設置状況

市内には現在（令和２年度時点）、下記の教育・保育施設があります。

■保育所

施設名	利用定員	所在地
唐津地区		
若葉保育所（市立）	45 人	八幡町
和多田保育園（私立）	270 人	和多田
唐房保育園（私立）	120 人	佐志浜町
町田保育園（私立）	170 人	町田 3 丁目
町田保育園山田分園（私立）	29 人	山田
青葉保育園（私立）	170 人	二タ子 1 丁目
鏡保育園（私立）	150 人	鏡
佐志保育園（私立）	60 人	佐志中通
佐志保育園大良分園（私立）	29 人	大良
西唐津保育園（私立）	70 人	西唐津 1 丁目
湊保育園（私立）	70 人	湊町
湊保育園屋形石分園所（私立）	15 人	屋形石
あけぼの保育園（私立）	110 人	東唐津 3 丁目
外町保育園（私立）	120 人	町田 5 丁目
長松保育園（私立）	150 人	町田 1 丁目
長松保育園竹木場分園（私立）	33 人	竹木場
長松保育園見借分園（私立）	20 人	見借
清和保育園（私立）	80 人	江川町
大島保育園（私立）	45 人	東大島
山本保育園（私立）	130 人	山本
城内シオン保育園（私立）	70 人	東城内
くりのみ保育園（私立）	120 人	久里
くりのみ保育園半田分園（私立）	29 人	半田
たんぽぽ保育園（私立）	60 人	栄町
こども塾神田園（私立）	50 人	神田

浜玉地区		
平原保育園（私立）	60 人	浜玉町平原
双葉保育園（私立）	150 人	浜玉町浜崎
親和保育園（私立）	80 人	浜玉町横田下
北波多地区		
若竹保育所（市立）	30 人	北波多竹有
北波多第二保育園（私立）	60 人	北波多田中
ひかり保育園（私立）	100 人	北波多稗田
肥前地区		
やまのもり切木保育園（私立）	30 人	肥前町万賀里川
うみのもり高串保育園（私立）	30 人	肥前町田野
鎮西地区		
なごや保育園（私立）	60 人	鎮西町名護屋
打上保育園（私立）	70 人	鎮西町打上
呼子地区		
呼子保育園（私立）	50 人	呼子町呼子
殿の浦愛児園（私立）	50 人	呼子町殿ノ浦
加部島保育園（私立）	20 人	呼子町加部島
七山地区		
七山保育園（私立）	60 人	七山滝川

■認定こども園

施設名	利用定員	所在地
唐津地区		
昭和幼稚園・なかよし保育園	140 人（保育所部門） 257 人（幼稚園部門）	北城内
すみれ幼稚園	50 人（保育所部門） 150 人（幼稚園部門）	神田
虹の森こども園	130 人（保育所部分） 10 人（幼稚園部分）	鏡
唐津ルーテルこども園	95 人（保育所部門） 75 人（幼稚園部門）	坊主町
リョーユー幼稚園	170 人（保育所部門） 120 人（幼稚園部門）	和多田先石

唐津カトリック幼稚園	30 人（保育所部門） 60 人（幼稚園部門）	山下町
浜玉地区		
浜崎幼稚園	30 人（保育所部分） 60 人（幼稚園部分）	浜玉町浜崎
厳木地区		
厳木さくらんぼ	90 人（保育所部分） 20 人（幼稚園部分）	厳木町中島
相知地区		
相知エルアンこども園	130 人（保育所部門） 60 人（幼稚園部門）	相知町中山
肥前地区		
ひぜんこども園	110 人（保育所部門） 13 人（幼稚園部門）	肥前町入野
呼子地区		
呼子中央こども園	50 人（保育所部門） 15 人（幼稚園部門）	呼子町呼子

■幼稚園

唐津地区		
唐津幼稚園（市立）	150 人	西城内
エルアン幼稚園（私立）	200 人	原

■地域型保育事業所

施設名	利用定員	所在地
唐津地区		
保育所しいの木（事業所内保育）	14 人（従業員枠） 5 人（非従業員枠）	竹木場
鎮西地区		
聖母保育園（小規模保育）	7 人	鎮西町馬渡島
呼子地区		
小川島保育園（小規模保育）	7 人	呼子町小川島

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

新制度の「地域子ども・子育て支援事業」で実施されている各事業の、これまでの実施内容・状況は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

平成 29 年度より唐津市子育て支援センター1 か所で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。14 か所で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実績	38,141 人回	39,040 人回	39,400 人回	36,759 人回
実施か所数	15 か所	15 か所	15 か所	14か所

（人回＝年間延べ）

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

母子健康手帳と併せて妊婦健診受診票を最大 14 枚まで交付しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診回数	15,095 件	13,923 件	13,901 件	13,482 件

（件＝健診票交付数/年間）

④ 乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃんが生まれた家庭を訪問して、保健指導等を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実績	932 人	981 人	934 人	932 人

（人＝年間）

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断される家庭を訪問して保護者の育児、家事等の養育を向上させるための支援を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問人数	43 人	35 人	53 人	53 人

（人＝年間実人数）

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が病気やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設で一定期間、児童の養育・保護を行う「唐津市子育て短期支援事業」を実施しています。短期入所生活援助（ショートステイ）事業の利用実績は以下のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実績	8 人日	0 人日	13 人日	52 人日

（人日＝年間延べ）

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

唐津市では子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実績 (就学児)	125 人日	317 人日	266 人日	197 人日
利用会員数	1,851 人	2,133 人	2,308 人	2,588 人
協力会員数	73 人	72 人	78 人	79 人
両方会員数	6 人	9 人	14 人	15 人

（人日＝年間延べ）

⑧ 一時預かり事業

保育所その他の場所において子どもを不定期で一時的に預かる事業です。これまでの利用実績は以下のとおりです。認定こども園による預かりと保育所による預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業のうち未就学児を対象とするものがあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認定こども園	52,082 人日	39,440 人日	39,046 人日	38,203 人日
保育所	3,481 人日	3,906 人日	6,197 人日	3,447 人日
ラビットくん	319 人日	549 人日	352 人日	191 人日

（人日＝年間延べ）

⑨ 延長保育事業

各保育所、認定こども園の保育所部門で、通常の保育時間を超えた預かり保育を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実績	67,979 人	107,210 人	105,406 人	99,065 人

（人＝年間延べ）

⑩ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

病後児対応型と体調不良児対応型を行っています。

体調不良児対応型については、実施園児のみが対象となるため利用実績には含めていません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実績	249 人日	298 人日	238 人日	220 人日

（人日＝年間延べ）

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

市内に 53 の放課後児童クラブがあります。仕事や病気などで、昼間、保護者が家にいない家庭の小学生を、放課後や土曜日、夏休みなど学校が休業している間預かっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用実績	1,736 人	1,911 人	2,060 人	2,274 人

（人＝各年 4 月時利用者数）

4 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定にあたり、市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、「唐津市子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

その結果概要（就学前児童調査）は以下のとおりです。

グラフ等の見方
●グラフに付されている「ｎ」は構成比算出の母数（回答者数）を示しています。
●回答者数（該当者数）を 100%として算出し、小数点第２位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記します。このため、全ての割合の合計が 100%にならないことや、複数回答の設問では全ての割合の合計が 100%を超えることがあります。
●必要に応じて、平成 25 年度に実施した「唐津市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（以下「前回調査」といいます。）との比較を行っています。

（１） 母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 35.2%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 25.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 20.3%となっています。

◆ 母親の就労状況（就学前児童）

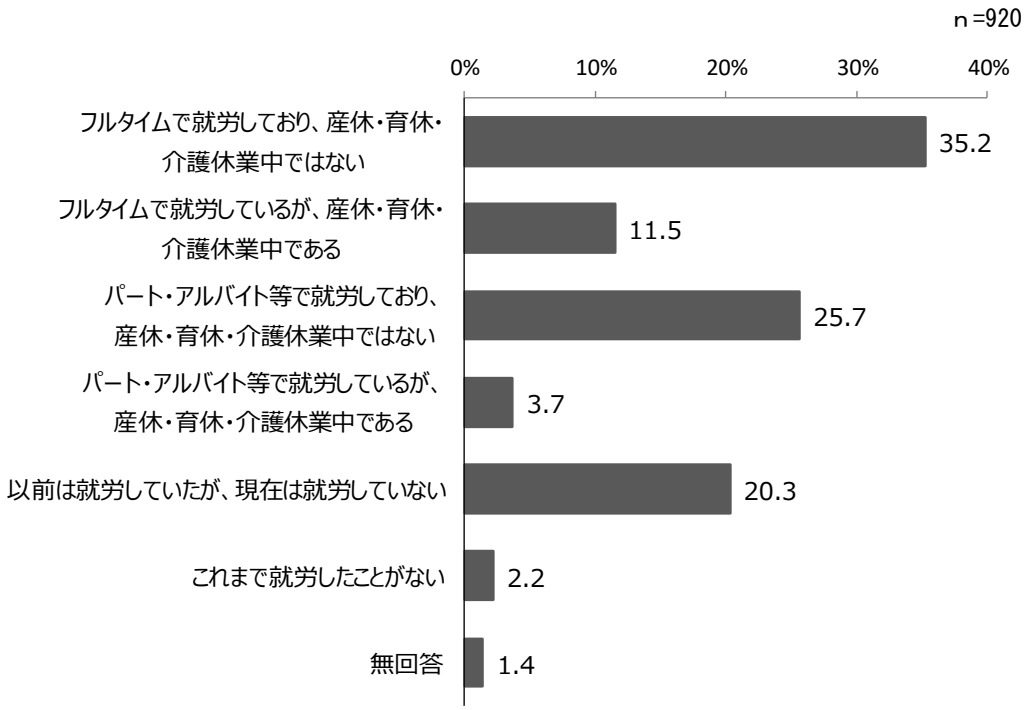

母親の就労状況について、今回の調査結果を前回調査（平成 25 年度）と比較すると、フルタイムでの就労（休業中含む）が 8.6 ポイント増加しており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は 8.6 ポイント減少しています。

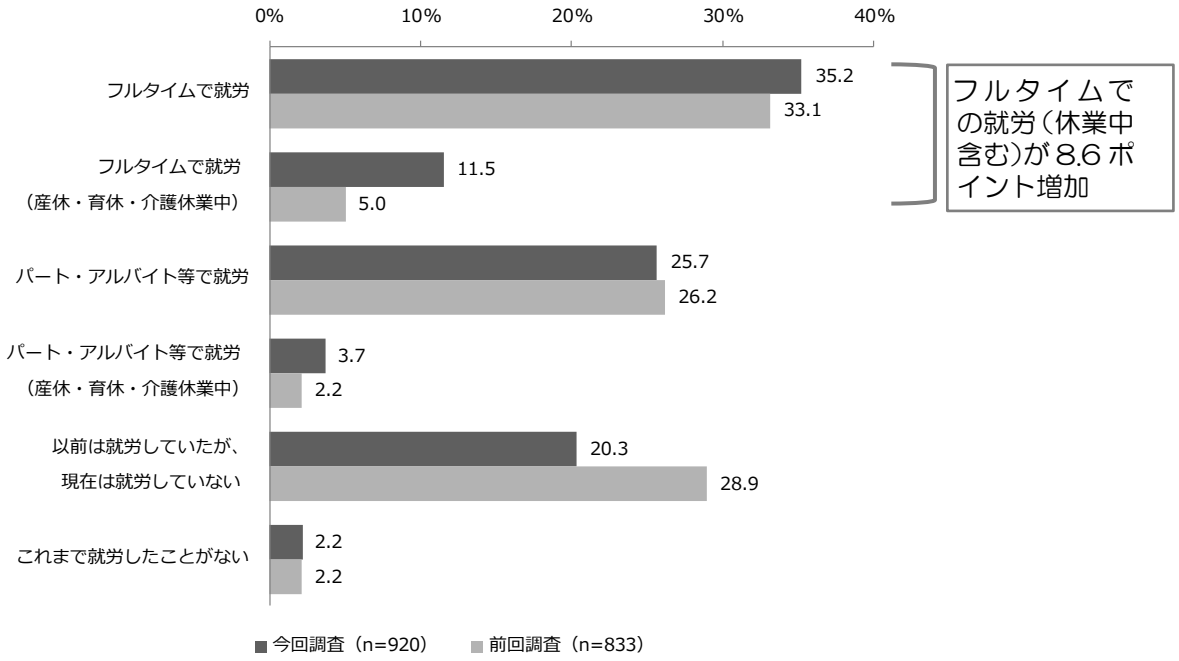

➢ フルタイムで就労する母親の増加は、保育の需要に影響をおよぼすことが考えられます。

就労していない母親の 47.3%は「１年より先、いちばん下の子どもが（ ）歳になった頃に就労したい」、37.7%は「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」と考えています。希望する時期のいちばん下の子どもの年齢は平均 4.0 歳でした。

◆ 現在就労していない母親の就労意向（就学前児童）

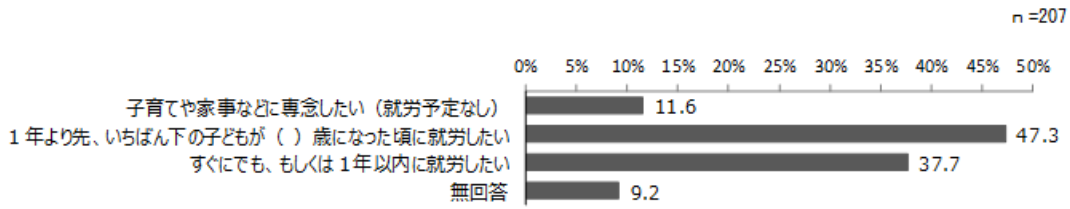

➢ 就労していない母親でも、末子の生後 4 年以内に何らかの形で仕事に就き、保育が必要となる可能性があります。

（２） 教育・保育事業（幼稚園、保育所等）の利用

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 76.6%、「利用していない」が 22.9%となっています。前回調査（平成 25 年度）と比較すると、「利用している」が 9.3 ポイント増加しています。

◆ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

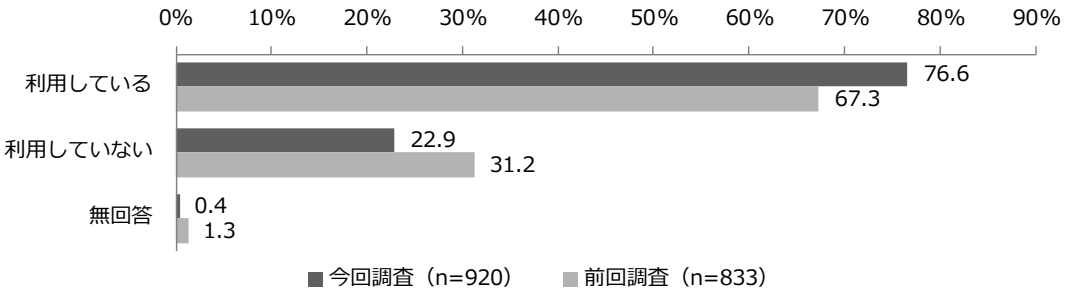

定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 51.8%と最も多く、次いで「認定こども園」が 36.9%、「幼稚園」が 7.9%となっています。

◆ 利用している教育・保育事業（就学前児童）

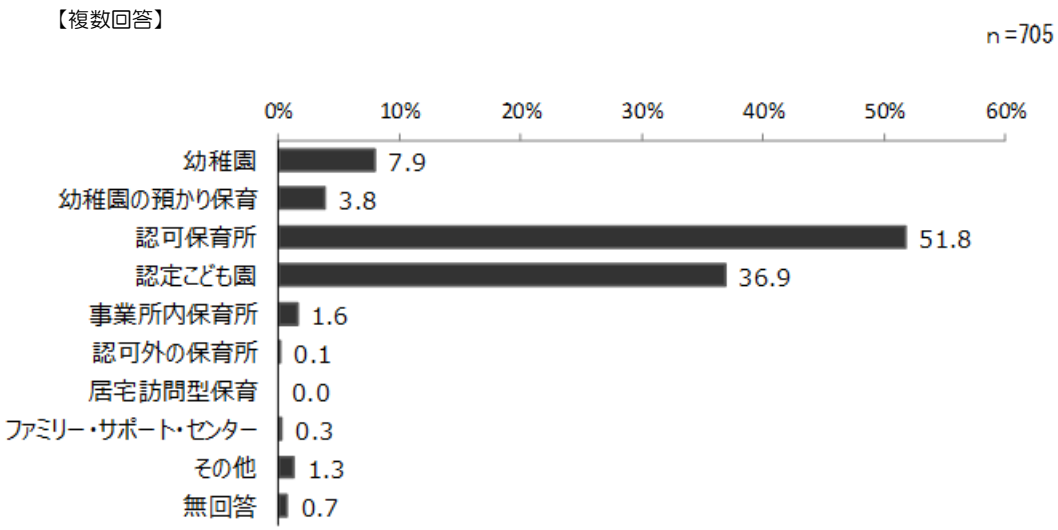

事業を利用していない理由では、「利用する必要がない」が 45.5%で最多ですが、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」が 8.5%みられます。

◆ 現在、定期的な教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童）

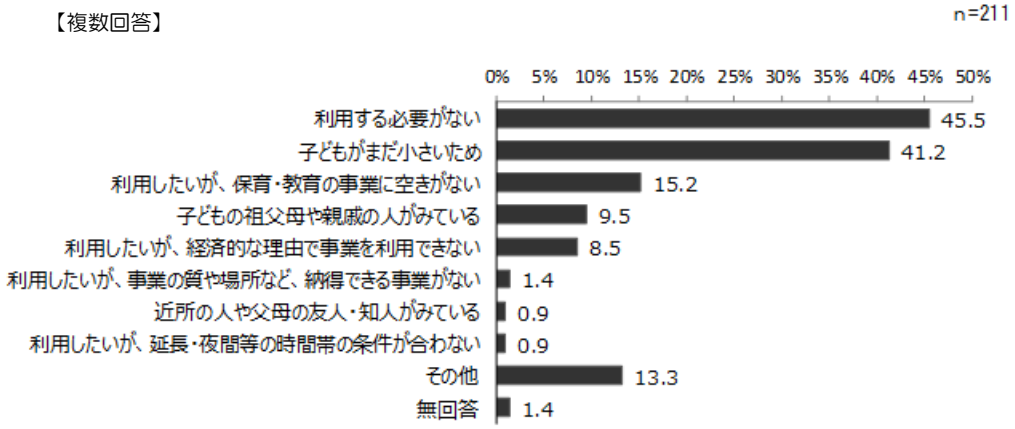

- 経済的理由により利用していない層について、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化による変動を引き続き注視していく必要があります。

利用事業の選択で重視することでは、「自宅との距離・移動時間」が 76.1%と最も多く、「園長・保育士・教員等の対応や施設の印象」が 69.6%、「給食を提供している」が 65.8%となっています。経済的側面である「保育料が安い」は 35.5%でした。

◆ 教育・保育事業（施設）を選ぶ際に重視すること（就学前児童）

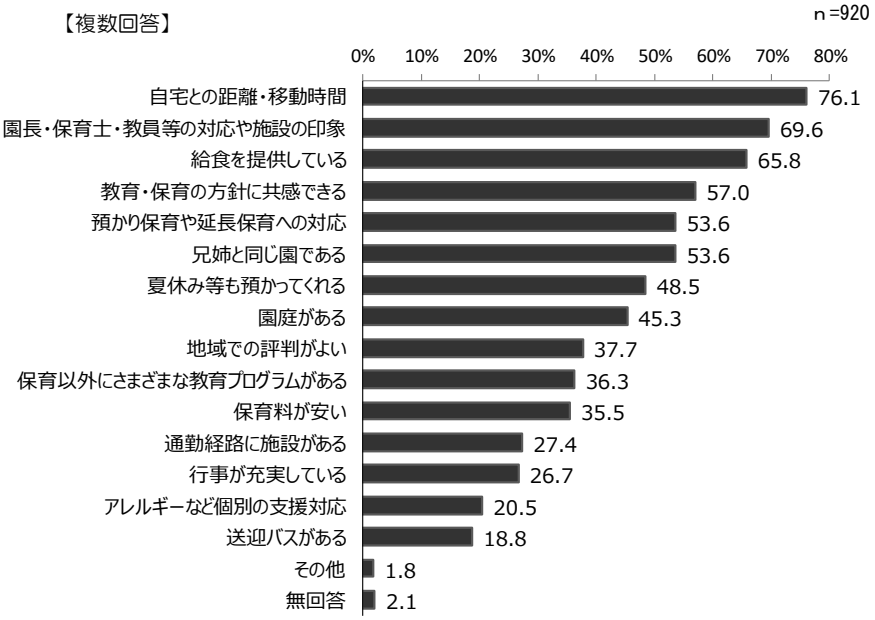

（３） 子どもが病気やケガのときの対応

この１年間に子どもの病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験については、「あった」が 75.5%、「なかった」が 23.0%となっています。（「あった」は、前回調査の 53.2%より増加）

◆ 子どもの病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験（就学前児童）

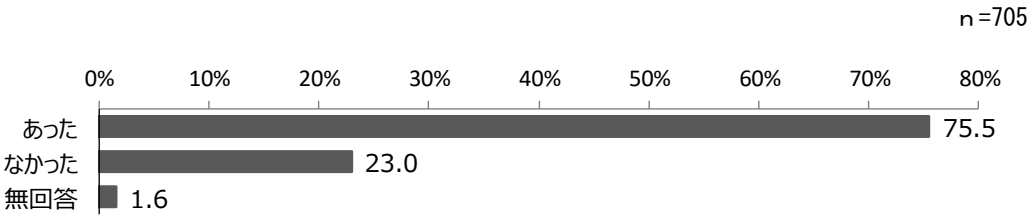

そのときの対処方法は、「母親が休んだ」が 77.3%と最も多く、「親族・知人に子どもをみてもらった」が 48.3%、「父親が休んだ」が 24.2%となっています。（「父親が休んだ」は前回調査の 16.0%より増加）

◆ そのときの対処方法（就学前児童）

【複数回答】

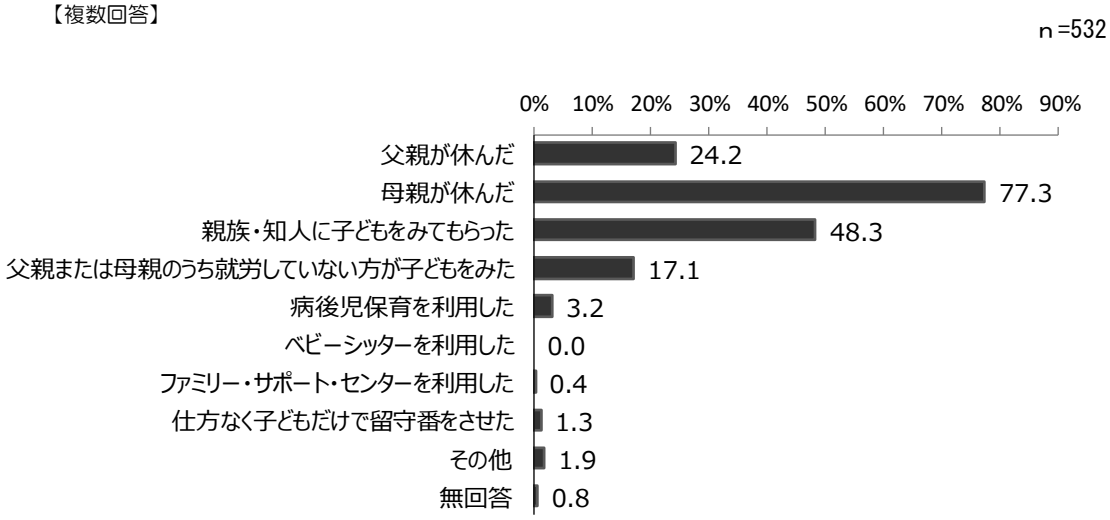

父親ないし母親が休んだと答えた人の病児・病後児保育の利用希望では、「利用したいとは思わなかった」が 69.9%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」が 29.8%となっています。

◆ 病児・病後児保育の利用意向（就学前児童）

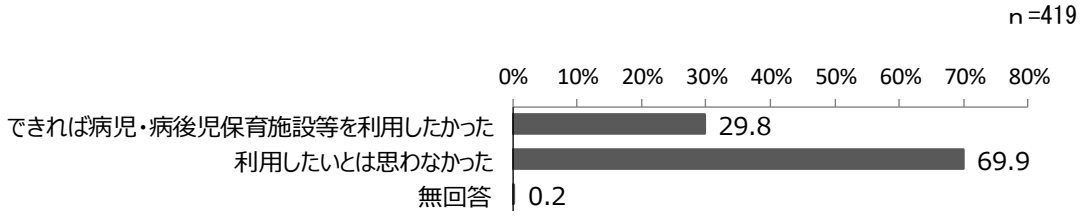

できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思った人の、望ましいと思う事業形態では、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 72.0%と最も多く、次いで「他の施設（例：りんく・幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が 52.0%、「ファミリー・サポート・センター（ラビットくん）のような地域住民等が身近な場所で保育する事業」が 18.4%となっています。

◆ 病気等で子どもを預ける場合、望ましいと思う事業形態（就学前児童）

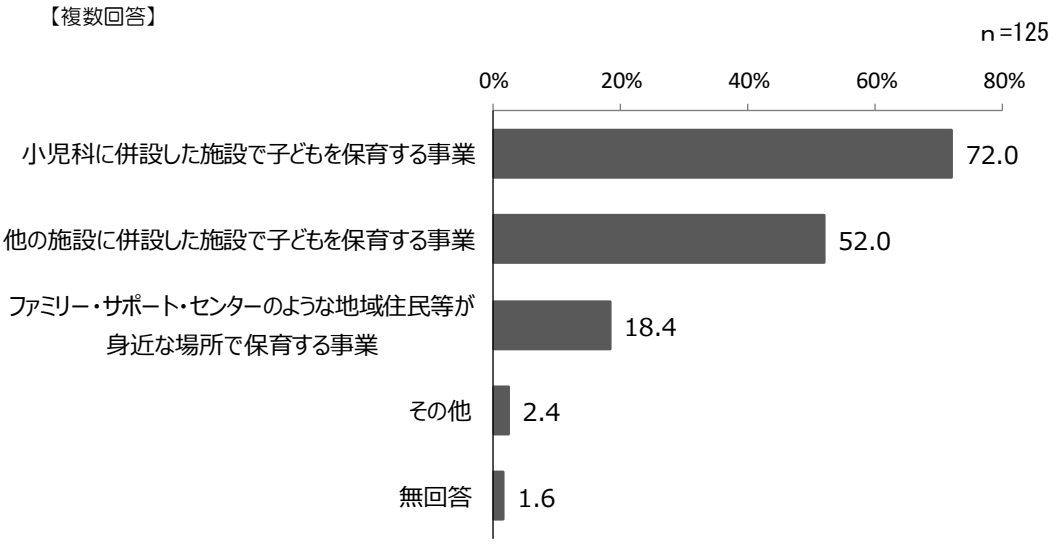

（４） 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）の利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、「利用していない」が 82.2%と多数を占めています。

◆ 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業（就学前児童）

【複数回答】

n =920

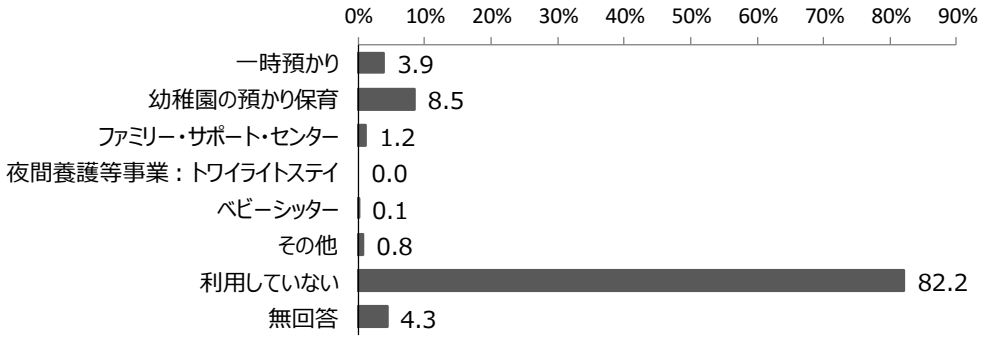

（５） 育児休業の取得

母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が 46.5%と最も多く、次いで「働いていなかった」が 33.7%、「取得していない」が 17.3%となっています。「取得した（取得中である）」は、前回調査の 33.1%よりも増加しています。

父親は、「取得していない」が 77.8%で多数を占めていました。

◆ 母親の育児休業の取得状況（就学前児童）

n =920

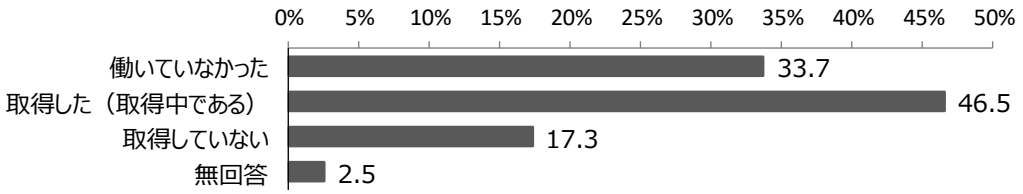

母親が育児休業を取得しなかった理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 28.3%と最も多く、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 26.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 13.2%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が 11.9%となっています。

◆ 母親が育児休業を取得しなかった理由（就学前児童）

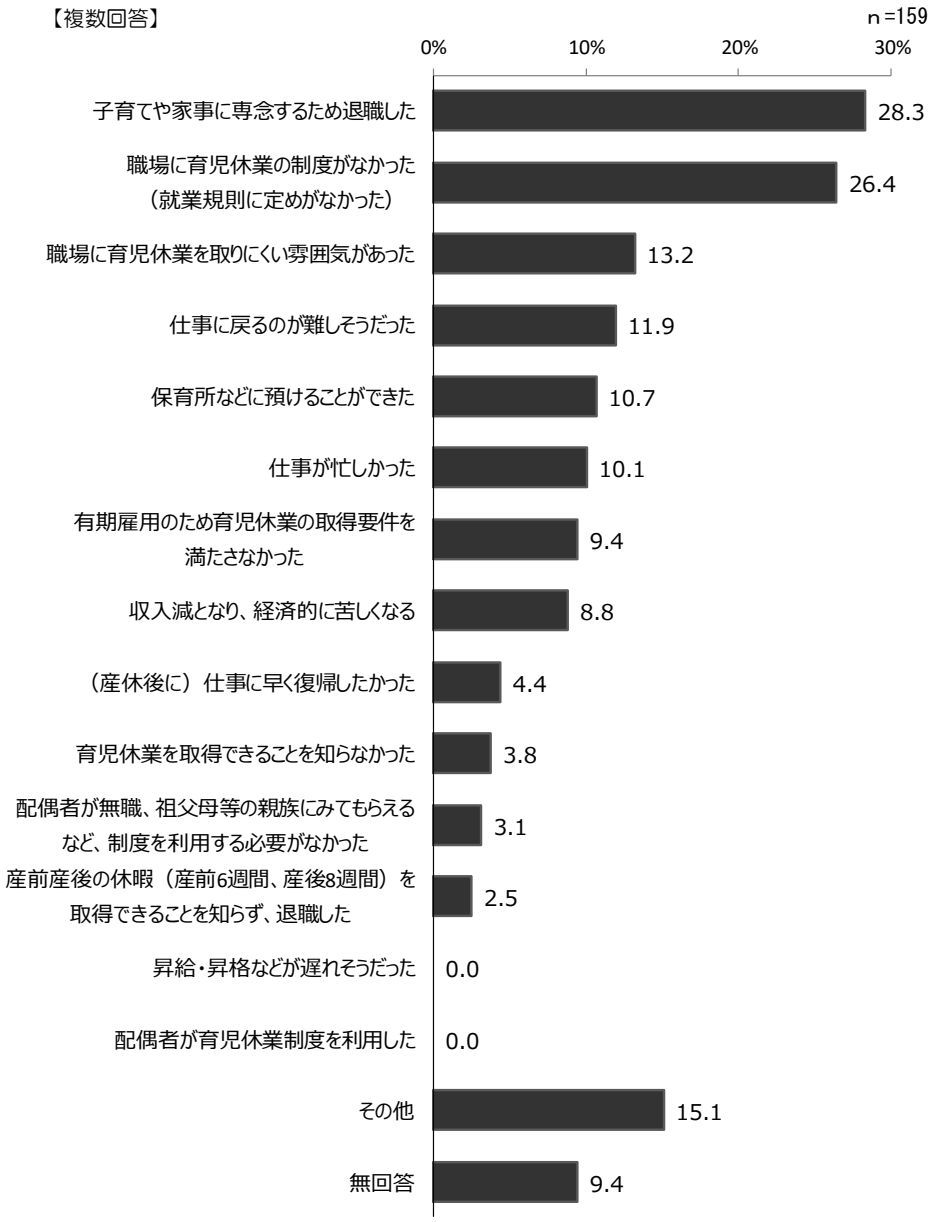

- 仕事や職場の都合により育児休業を取得していない人が多くみられます。事業者や社会全体において、仕事と子育ての両立に関する理解が進むことが重要です。

（６） 家庭の子育て、地域の子育て環境

子育てをしていて感じることでは、子育てが楽しい、子どもの成長が楽しみといった前向きな子育て感が多くみられますが、子どものことでどうすればよいかわからなくなるという項目で「よく感じる」「ときどき感じる」が合わせて 62.5%となっています。また、経済的な負担を約７割の人が感じています。

◆ 子育てをしていて以下のようなことを感じることはあるか（就学前児童）

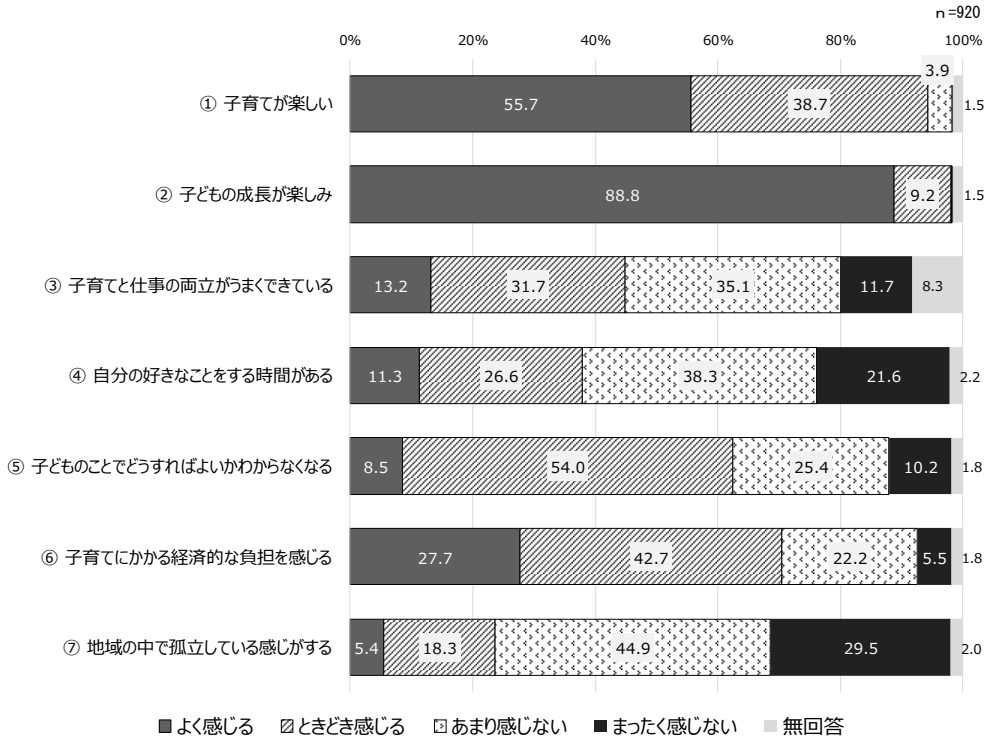

子育てについて、気軽に相談できる先は、「祖父母等の親族」が 80.0%、「友人・知人」が 68.7%、「保育士」が 25.1%などとなっています。誰もいない・どこもない」が 2.8%みられます。

◆ 子育てについての相談先（就学前児童）

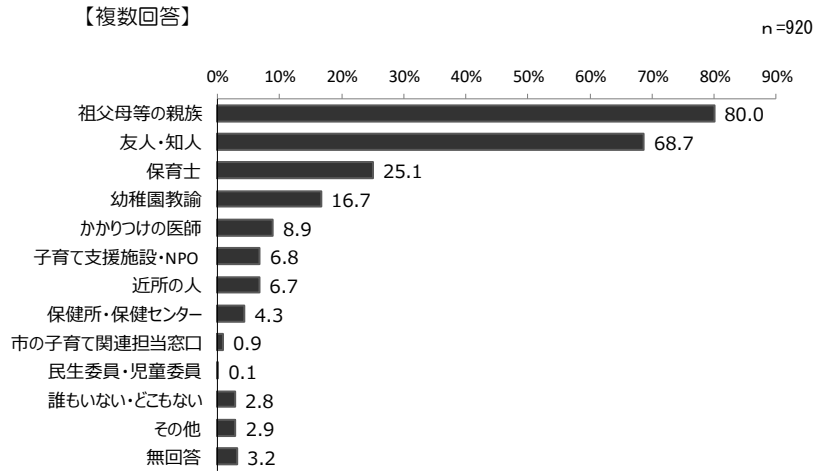

子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを期待するかでは、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が 81.7%、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が 70.5%、「子どもに遊びやスポーツ、地域の伝統文化等を教えてほしい」が 37.2%、「子どもが参加できる地域行事や催しなどに積極的に参加してほしい」が 24.9%、「緊急時等に子どもを一時的に預かってほしい」が 21.8%となっています。

◆ 地域の人への期待（就学前児童）

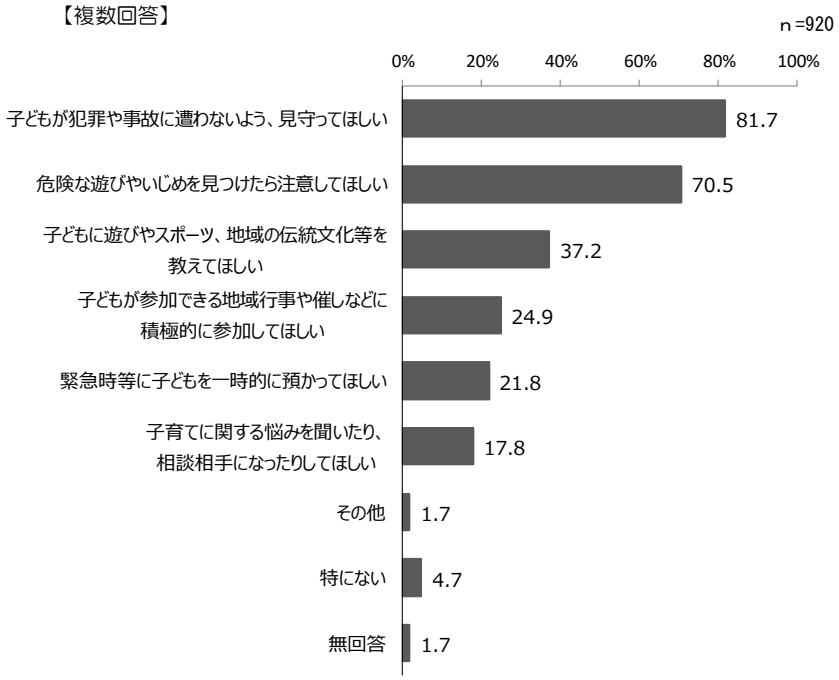

（７） 市への期待と情報入手方法

子どもを健やかに生み育てるための、市への期待では、「保育事業の費用負担軽減や児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」が 66.3%と最も多く、次いで「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が 56.5%、「仕事と子育ての両立に配慮した職場環境整備についての企業への普及・啓発」が 39.7%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が 37.3%、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」が 36.3%となっています。

◆ 市への期待（就学前児童）

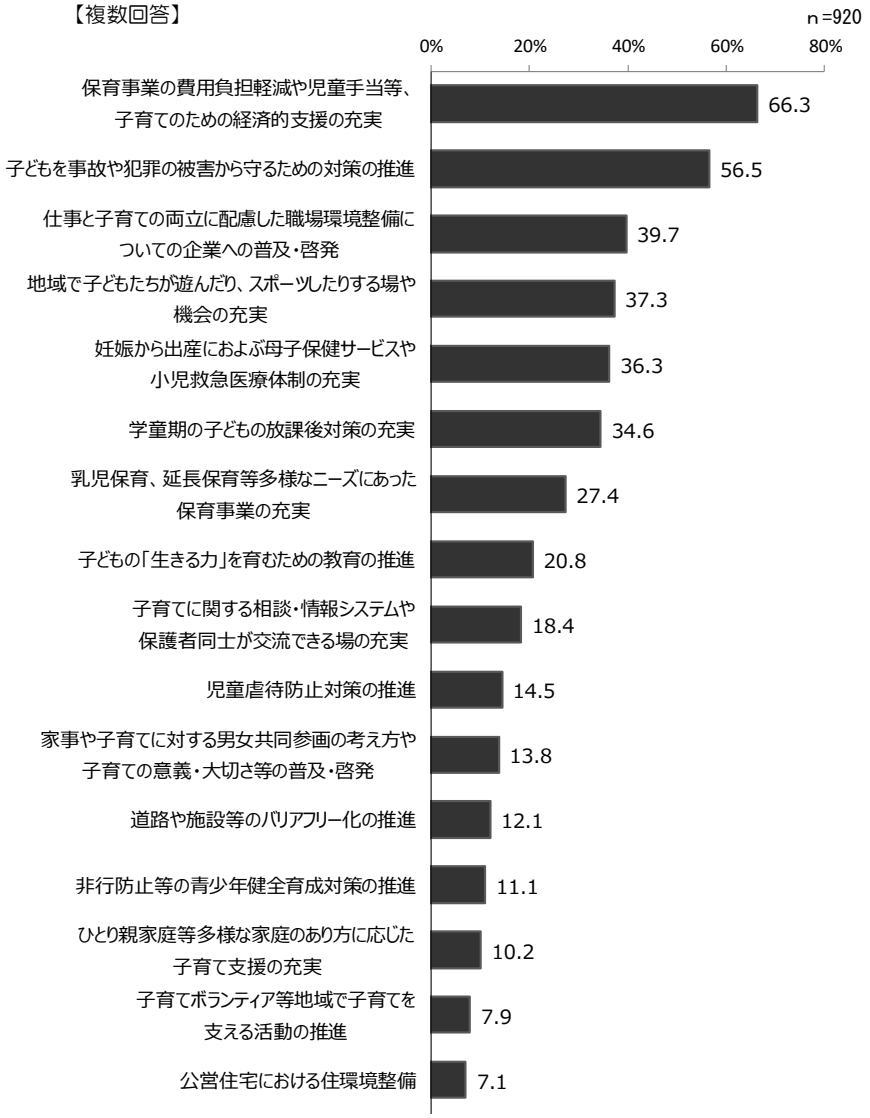

※「その他」「特にない」「無回答」を省略

子どもに関する市の施策や行事などの情報の入手方法について、現在の受け取り方法では「市報「からつ」」が 72.6%、「家族や友人からの情報」が 53.2%、「市のホームページ」が 18.9%となっています。今後受け取りたい方法では「市報「からつ」」が 48.0%、「家族や友人からの情報」が 30.8%、「市のホームページ」が 25.8%、「ＳＮＳ（LINE、ツイッターなど一般人発信のもの）」が 22.6%、「からつっこアプリ（母子モ）」「子育てガイドブックなど紙のパンフレット」が 21.7%となっています。

◆ 子どもに関する市の施策や行事などの情報の入手方法（就学前児童）

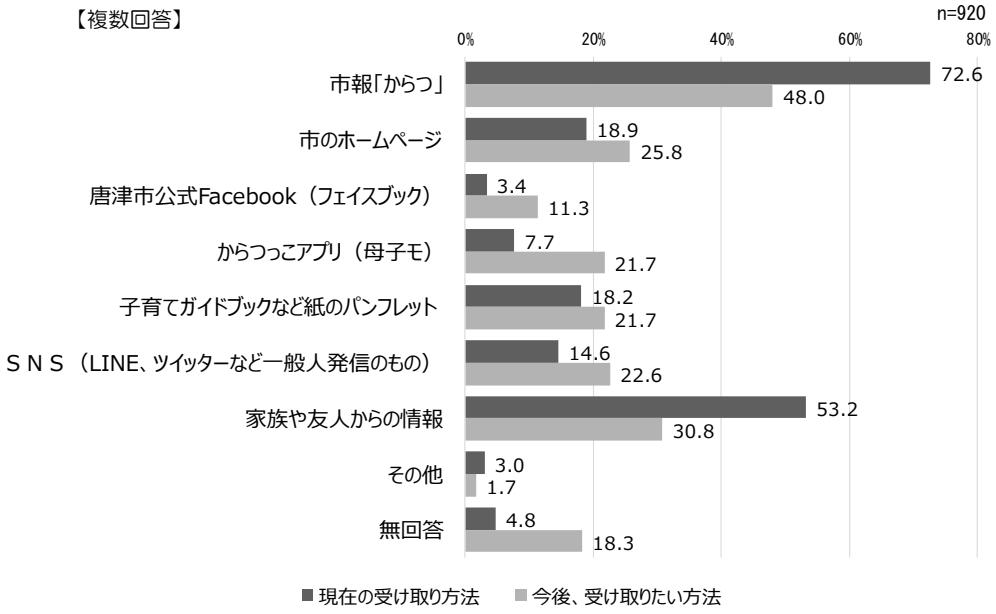

（８） 小学生の放課後の過ごし方

就学前児童の保護者に、子どもが小学生になってからの放課後を過ごさせたい場所をきいたところ、低学年の間は「放課後児童クラブ」が 52.5%と最も多く、「自宅」が 41.5%、「習い事」が 29.8%でした。高学年になってからは「自宅」が 42.3%と最も多く、「習い事」が 28.3%、「放課後児童クラブ」が 22.6%となっています。

◆ 小学校就学後に、放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）

【就学前児童の保護者の考える、低学年の間「放課後を過ごさせたい場所」】

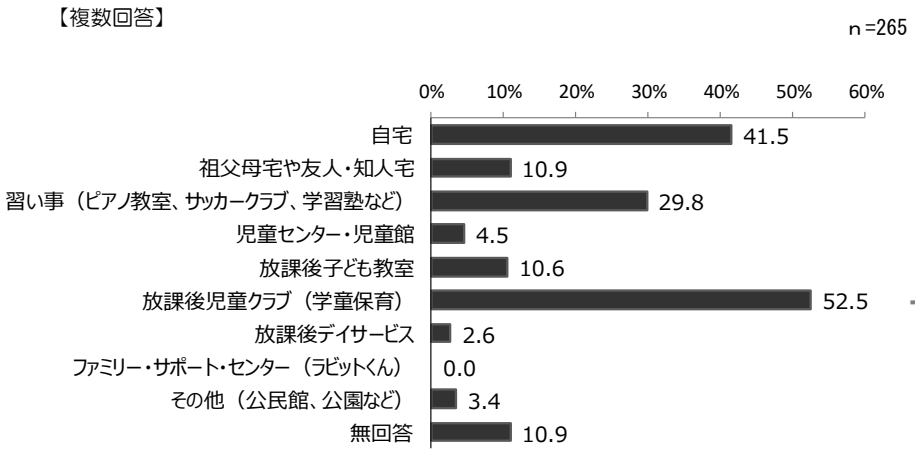

【就学前児童の保護者の考える、高学年になったら「放課後を過ごさせたい場所」】

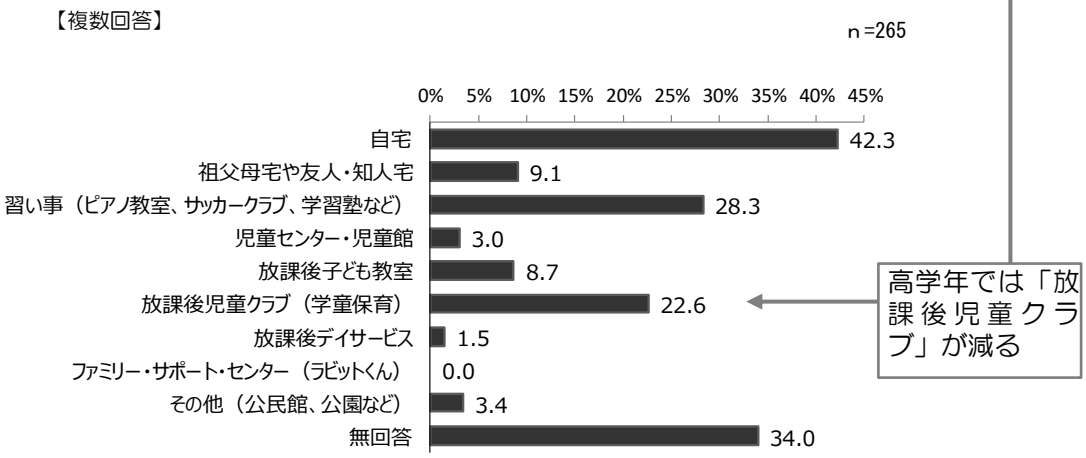

小学生の保護者にきいた放課後児童クラブの利用状況では、「利用していない」が67.2%、「利用している」が32.3%となっています。

◆ 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

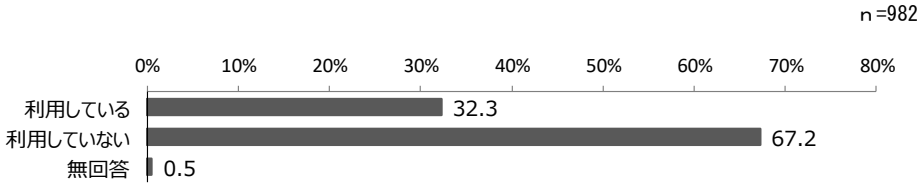

学年別に今後の利用意向をみると、「利用したい」は小学５年生になると１０%台まで減っています。

【（学年別）今後の放課後児童クラブの利用意向（平日）】

上段:回答数（人） 下段:%	合計	利用する必要はない	利用したい	無回答
全体	982	572	340	70
	100.0	58.2	34.6	7.1
小学 1 年生	168	58	102	8
	100.0	34.5	60.7	4.8
小学 2 年生	148	67	71	10
	100.0	45.3	48.0	6.8
小学 3 年生	148	80	59	9
	100.0	54.1	39.9	6.1
小学 4 年生	156	96	47	13
	100.0	61.5	30.1	8.3
小学 5 年生	180	138	27	15
	100.0	76.7	15.0	8.3
小学 6 年生	147	115	20	12
	100.0	78.2	13.6	8.2

- 放課後児童クラブは、学年ごとの利用意向をみて確保の方策を検討していく必要があります。

5 ニーズ調査等にみる課題

子ども・子育てを取り巻く環境、ニーズ調査の結果などから、唐津市の子ども・子育て支援の課題を次のようにまとめます。

① 育児期の「孤立化」を防ぐ

子育てに関して気軽に相談できる先が「誰もいない・どこもない」割合は 2.8%、割合が低いとは言え、前回調査の 1.9%より増加しています。また、「地域の中で孤立している感じがする」人は、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせると 23.7%となります。

孤立した子育ては虐待につながるリスクをはらむことも考えられ、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進する、またその前提として利用のしやすさ、相談のしやすさといったソフト面での対応を行うなど、唐津市の持つ地域資源を活用した対応が課題と考えられます。

② 女性が活躍できる社会への対応

ニーズ調査では、母親（就学前児童）のフルタイムでの就労（休業中含む）が 5 年前の調査より 8.6 ポイント増加しています。また唐津市の女性の就業率は非常に高く、国の子育て支援施策で目標に掲げられる 80%にほぼ達している状況です。

ニーズ調査での母親（就学前児童）の育児休業の取得状況では「取得した（取得中）」が 46.5%と、前回調査の 33.1%よりも大きく増加していますが、取得していない 17.3%の人の理由では「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」といった職場環境や仕事の都合によるものが多くみられました。また、現在就労していない母親でも、末子の生後 4 年以内に何らかの形で仕事に就き、保育が必要となる可能性があるとわかりました。

今後も、女性が活躍できる社会環境の整備は重要性を増していくと考えられ、仕事と子育ての両立を支援するための保育の充実に加え、ニーズ調査の市への期待で「仕事と子育ての両立に配慮した職場環境整備についての企業への普及・啓発」が 39.7%みられることなどから、事業者および社会全体の理解促進も重要と考えられます。

③ 子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

ニーズ調査の保護者が子育てをしていて感じることでは、「子育てが楽しい」「子どもの成長が楽しみ」が非常に多く、全体的にポジティブな子育て感を持っていることがわかりました。

一方、「子どものことでどうすればよいかわからなくなる」への回答では「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』が、62.5%（参考：小学生では 57.5%）となっています。平成 28 年児童福祉法等改正法では、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要である旨が明記されました。子どもとの関係の中で悩みや迷いが生じている保護者に対して、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった機会を活用した早期からの状況把握と適切な対応を行うことが必要です。

また、ニーズ調査の市への期待では、「妊娠から出産におよぶ母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」が 36.3%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が 37.3%となっており、乳幼児期に始まる子育て支援から、小学生になってからの子どもの居場所確保まで、時期および分野を超えて、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行うことが重要と考えられます。

④ 地域ぐるみで、温かみのある子育て支援

ニーズ調査の、地域の人に期待すること（就学前児童）は、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が 81.7%（参考：小学生では 74.1%）、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が 70.5%（参考：小学生では 71.1%）、「子どもに遊びやスポーツ、地域の伝統文化等を教えてほしい」が 37.2%（参考：小学生では 32.3%）となっています。子どもへの直接的な支援や見守りを地域に期待していることがわかります。子どもは、施設や学校、自宅といった指導者や保護者の目が届く場所だけで過ごすわけではなく、地域全体が子育ての担い手になるという方向性は、国の目指す方針である以前に保護者の強い要望でもあると考えられます。

子どもの減少や、環境・人々の意識の変化によって、子育て家庭と近隣との関わりの希薄化がいわれる現代ですが、唐津市の子育て支援では、量的なサービス拡充だけでなく、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会を増やす、地域で子どもや子育て家庭を支えていく意識の育成なども求められます。

第３章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

１ 基本方針

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としています。

障がい[4]、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

唐津市においても、この考え方に沿い、以下のとおり基本方針を定めます。

基本方針１：子ども・子育て支援の量と質の充実
就学前の子どもの保育ニーズに応えられるよう、保育の量的拡大および確保を行い、質を向上するようにします。 また、新制度の事業枠組みに沿い、妊娠・出産期から学童期、さらに 18 歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに、子どもの健全な発達のための環境を整えます。
取り組みの内容
○幼児期の教育・保育の提供 ○地域子ども・子育て支援事業

第４章：子ども・子育て支援に関する施策

4 「障がい」の表記について：法令や新制度の指針等では「障害」と記載されていますが、唐津市では広報やホームページにおいて「障がい」という表記を使っています。本計画書では法令等の引用を行う場合以外は「障がい」と記載しています。

基本方針２：全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現

次世代育成支援に関する施策を継承し、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、子育て世代のワーク・ライフ・バランスを推進し、保護者が男女を問わず社会で活躍しながら安心して子どもを生み育てられる環境を整えます。

また、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく、地域ぐるみの子育て支援、生活環境、健康・医療、安全・安心、虐待・要保護児童問題、障がいのある子どもへの対応など、支援環境の整備を行います。

取り組みの内容

１．地域における子育ての支援
２．母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進
３．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
４．子育てを支援する生活環境の整備
５．職業生活と家庭生活との両立の推進
６．子ども等の安全の確保
７．配慮が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

第５章：次世代育成支援に関する施策

2 基本理念

基本理念

子どもを生み育てやすいまちづくり

子どもと子育て家庭を取り巻く状況は変化を続けており、唐津市の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を構築していくためには、行政によるいわゆる「公助」の仕組みのみならず、子どもを育てる保護者たちが男女を問わず、ともに子育てに関わっていく「家族ぐるみ」の子育て意識、子育て家庭同士や地域の人々が子育てを支援していく「地域ぐるみ」の支え合いなどが重要になっています。

唐津市では、これまで「唐津市次世代育成支援行動計画」および「子ども・子育て支援事業計画」において「子どもを生み育てやすいまちづくり」を基本理念に掲げ、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の実現に向けて様々な取り組みを進めてきました。

この「まちづくり」という言葉には、子どもの保護者だけを子育ての当事者とするのではなく、唐津市の様々な仕組みや資源を総合的に活用し、市を挙げて子ども・子育て支援に取り組んでいく姿勢が表されています。

子育ての基本が家庭にあることはいつの時代も変わりません。しかし、核家族化の進行や女性の社会進出の進展などの環境変化に伴い、子育ての悩みや不安を抱える家庭は増えており、そうした子育て家庭の支援は地域社会の重要な役割です。

子育ては親や家庭が主体的に行っていくことが第一であるとの基本認識のもと、子育てが喜びであり、楽しみであることを実感でき、一人ひとりの子どもが心身ともに健やかでたくましく育つことができる地域社会の実現に向けて、「子どもを生み育てやすいまちづくり」を進めることが市の責務と考えます。

同時にこの理念は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備する」「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援する」と合致するものでもあることから、本計画においても、これからも変わることのない大切な姿勢として前計画の理念を継承していくこととします。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策・事業
子どもを生み育てやすいまちづくり	1 子ども・子育て支援の量と質の充実	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策
		地域子ども・子育て支援事業
	2 全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現	地域における子育ての支援 （１）地域における子育て支援サービスの充実 （２）保育サービスの充実 （３）子育て支援ネットワークづくり （４）児童の健全育成 （５）子育てに伴う経済的支援の充実
		母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 （１）子どもや母親の健康の確保 （２）「食育」の推進 （３）思春期保健対策の充実 （４）小児医療の充実
		子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 （１）次代の親の育成 （２）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備 （３）家庭や地域の教育力の向上 （４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		子育てを支援する生活環境の整備 （１）良質な住宅および居住環境の確保 （２）安全な道路交通環境の整備 （３）安心して外出できる環境の整備
		職業生活と家庭生活との両立の推進 （１）多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等 （２）仕事と子育ての両立の推進
		子ども等の安全の確保 （１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進 （２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 （３）被害に遭った子どもの保護の推進
		配慮が必要な子どもと家庭への取り組みの推進 （１）児童虐待防止対策の充実 （２）ひとり親家庭の自立支援の推進 （３）障がい児施策の充実

第４章 子ども・子育て支援に関する施策

１ 提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

この提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、唐津市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスとする）ための基礎的な範囲として設定します。

唐津市では、前計画において、幼児期の学校教育・保育の提供区域と、地域子ども・子育て支援事業および地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、以下の理由により市内全域を対象とする「１区域」と設定しています。

ただし、地域子育て支援事業の「放課後児童クラブ」については、子ども自身が徒歩で移動して利用するサービスであることから、小学校区を基本として「33 区域」と設定しています。

「１区域」とした理由

①自家用車での送迎が日常的である現在においては、移動の距離的な問題は少なく、施設・事業所を選択する条件としても勤務先の所在地、施設・事業所周辺の交通環境、施設・事業所の運営方針など様々であるため、区域を複数設定しても居住区域外の利用が十分考えられること。

②５年間という長期の計画においては、細かい区域での量の見込みの推計は実態とかけ離れることが考えられ、全市を「１区域」としたほうが、年度ごとに地域の需要を考慮しながら施設や事業の整備をするにあたってより効果的であること。

③これまでも地域ごとの人口動態や需要の推移を考えた上で、市全体（１区域）で施設や事業の整備を実施しており、本市の実情に即していること。

以上の状況は現在も大きく変わってはいないことから、本計画においても幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域については前計画を踏襲し、引き続き市全域で１つの区域とします（放課後児童クラブは前計画と同じ考え方から小学校区別とします）。

ただし、本計画の期間中、大量の需要発生、著しい利用状況の変化が起こった場合は、市内全体の視野で調整し、地域の実情に応じて施設整備を検討する等の適正な対応を実施することとします。

２ 「量の見込み」と「確保の方策」について

本計画では、期間中の各年度に利用希望が発生すると想定した量（量の見込み）に対して提供する計画数（確保の方策）を表として示しています。

見込み量算定は、「ニーズ調査と国のワークシートによる算定」と、新制度後の利用実績から試算する「実態による見込み」を比較検討し、より実態に即した算定を行っています。

その際、ニーズ調査から把握する潜在的なニーズの存在についても考慮しながら量の見込みを設定しています。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策

計画期間の「幼児期の教育・保育の量の見込み（満３歳未満の子どもの保育利用を含む）」と、見込みに対応する教育・保育施設、地域型保育事業等による提供体制および実施時期（確保の方策）を次のとおり定めます。

【量の見込み】
ニーズ調査による算定値も参考に、過去の利用実績やその伸びを参考に調整し、需要を見込んでいます。

令和2年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）		1,047 人	（2,164 人）		442 人	1,431 人
			0 人	2,164 人		
	（市外）	6 人	0 人	15 人	2 人	19 人
② 確保の 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園、 幼稚園、保育所）	1,075 人	0 人	2,361 人	425 人	1,443 人
	特定地域型保育事業				7 人	18 人
	（市外）	0 人	0 人	31人	15 人	6 人
②-①		22 人	0 人	213 人	3 人	17 人

令和3年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）		1,020 人	（2,110 人）		434 人	1,414 人
			0 人	2,110 人		
	（市外）	7 人	0 人	14 人	2 人	17 人
② 確保の 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園、 幼稚園、保育所）	1,045 人	0 人	2,345 人	425 人	1,429 人
	特定地域型保育事業				7 人	18 人
	（市外）	0 人	0 人	31 人	18 人	6 人
②-①		18 人	0 人	252 人	14 人	22 人

令和4年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）		999 人	（2,065 人）		425 人	1,387 人
			0 人	2,065 人		
	（市外）	8 人	0 人	13 人	3 人	15 人
② 確保の 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園、 幼稚園、保育所）	1,010 人	0 人	2,365 人	425 人	1,429 人
	特定地域型保育事業				7 人	18 人
	（市外）	0 人	0 人	34 人	21 人	7 人
②-①		3 人	0 人	321 人	25 人	52 人

令和5年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）		978 人	（2,021 人）		417 人	1,360 人
			0 人	2,021 人		
	（市外）	8 人	0 人	13 人	3 人	17 人
② 確保の 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園、 幼稚園、保育所）	1,010 人	0 人	2,365 人	425 人	1,429 人
	特定地域型保育事業				7 人	18 人
	（市外）	0 人	0 人	34 人	23 人	7 人
②-①		24 人	0 人	365 人	35 人	77 人

令和6年度						
認定区分		1号	2号		3号	
		3-5歳 教育のみ	3-5歳 教育希望	3-5歳 保育あり	0歳 保育あり	1-2歳 保育あり
①量の見込み （必要利用定員総数）		963 人	（1,992 人）		409 人	1,334 人
			0 人	1,992 人		
	（市外）	9 人	0 人	15 人	3 人	18 人
② 確保の 方策	特定教育・保育施設 （認定こども園、 幼稚園、保育所）	1,010 人	0 人	2,365 人	425 人	1,429 人
	特定地域型保育事業				7 人	18 人
	（市外）	0 人	0 人	37 人	26 人	6 人
②-①		38 人	0 人	395 人	46 人	101 人

【実施の方針】
各施設へのヒアリング調査等の回答をもとに令和2年度以降の確保の方策を設定しています。
計画期間中の需要に対し、市全域では供給が足りる見込みですが、地域により状況が異なるため、認可外保育施設の認可保育所等への移行支援（保育充実事業）を検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等に沿って、計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」と、見込みに対応する、地域子ども・子育て支援事業によるサービス供給体制および実施時期（確保の方策）を次のとおり定めます。

① 利用者支援事業

子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

【量の見込み】
唐津市における利用者支援事業は、基本型（子育て支援センター）、母子保健型（保健センター）の連携で行うため、以下のとおり基本型と母子保健型の見込みを設定します。

①基本型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【参考値：平成 30 年度実施か所数　唐津市子育て支援センター1か所】

②母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【参考値：平成 30 年度実施か所数　唐津市保健センター1か所】

【実施の方針】
利用者支援事業は、基本型（子育て支援センター：平成 29 年度から実施）、母子保健型（保健センター：平成 28 年度から実施）の各窓口が連携して「子育て世代包括支援センター」の役割を担い、妊婦、乳幼児期からの子育てや母子保健に関する相談、情報提供、事業利用支援等を行います。

② 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込み】
市での実施実績があることから、直近利用者実績数から同年0-2歳人口に対する利用率を算定し、計画年度の0-2歳推計人口に乗じて算定しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35,802 人回	35,276 人回	34,587 人回	33,923 人回	33,272 人回
確保の方策	35,802 人回	35,276 人回	34,587 人回	33,923 人回	33,272 人回

（人回＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績　36,759 人回】

【実施の方針】
14 か所の拠点で事業を実施しており、平成 30 年度の利用実績（年間）は 36,759 人回でした。
将来の利用の伸びを考慮しても現在の体制で供給可能と考えられます。

③ 妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持と増進のため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込み】
ニーズ調査では算定されません。子どもが生まれる前の年度から妊婦健診の受診が始まるため、H28-30 の実績（0歳児の人口に対する妊婦健診受診票交付数）の平均を、0歳児の将来人口推計値に乗じて算定しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,677 件	12,410 件	12,185 件	11,946 件	11,749 件
確保の方策	12,677 件	12,410 件	12,185 件	11,946 件	11,749 件
実施体制	実施場所：市が委託契約を結んだ各医療機関および社団法人佐賀県医師会、社団法人福岡県医師会、社団法人長崎県医師会の医療機関				

（件＝健診票交付数／年間）
【参考値：平成 30 年度延べ受診回数　13,482 件】

【実施の方針】
母子健康手帳と併せて妊婦健診受診票を最大 14 枚まで交付します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

【量の見込み】
ニーズ調査では算定されません。全戸訪問のため、人口推計で各年度で生まれる人口（0歳児人口）を対象に実施するものとして見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	920 人	902 人	883 人	867 人	850 人
確保の方策	920 人	902 人	883 人	867 人	850 人
実施体制	保健師、看護師、母子保健推進員による訪問				

（人＝年間）
【参考値：平成 30 年度訪問実績　932 人】

【実施の方針】
赤ちゃんが生まれた家庭を訪問して、乳児体重測定、乳児の発育と母親の体調チェック、育児や母乳に関する相談、保健指導等を行います。

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【量の見込み】
ニーズ調査では算定されません。市の事業実績をもとに、対象となる0-18 歳の児童人口に対する養育支援、要保護の対応を行った件数を発生率と捉え、今後の人口推計を乗じて見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	45 人	44 人	43 人	42 人	41 人
確保の方策	45 人	44 人	43 人	42 人	41 人
実施体制	保健師による訪問				

（人＝年間実人数）
【参考値：平成 30 年度訪問人数　53 人】

【実施の方針】
事業の性質上、あらかじめニーズ量を見込むことは現実的ではありませんが、過去同等の発生率を想定した場合に現状の体制で対応が可能と考えられるため、確保数は見込みの 100%としています。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【量の見込み】
市の事業実績（直近平成 30 年度が過去最高で 52 人の利用）から、同等の利用率を計画年度中の0-5歳推計児童数に乗じて見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	50 人日	49 人日	48 人日	47 人日	46 人日
確保の方策	50 人日	49 人日	48 人日	47 人日	46 人日

（人日＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績　52 人日】

【実施の方針】
「唐津市子育て短期支援事業」を実施しています。
短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があり、現状体制での実施を継続します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）：就学児対象

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児を対象とする預かり等について記載しています。

【量の見込み】
唐津市では子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」があり、その利用実績をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（低学年）	154 人日	149 人日	146 人日	143 人日	139 人日
量の見込み（高学年）	96 人日	94 人日	93 人日	91 人日	88 人日
確保の方策（子育て援助活動支援事業：就学後）	250 人日	243 人日	239 人日	234 人日	227 人日

（人日＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績（就学児） 197 人日】

【実施の方針】
現状の体制を基本に、ニーズへの対応を行います。

⑧ 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かる事業です。

幼稚園型

【量の見込み】
過去の利用実績から見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36,621 人日	35,699 人日	34,944 人日	34,200 人日	33,704 人日
確保の方策 （幼稚園型）	36,621 人日	35,699 人日	34,944 人日	34,200 人日	33,704 人日

（人日＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績（認定こども園）　38,203 人日】

【実施の方針】
平成 30 年度の実績は 38,203 人日であり、ここまでは対応が確実な数であるため見込みと同数を確保の方策に設定しています。

幼稚園型を除く

【量の見込み】
過去の利用実績から見込みました。

① 保育所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,207 人日	4,122 人日	4,038 人日	3,956 人日	3,890 人日
確保の方策	4207 人日	4,122 人日	4,038 人日	3,956 人日	3,980 人日

（人日＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績（保育所） 3,447 人日】

② ラビットくん（未就学児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	337 人日	330 人日	323 人日	317 人日	312 人日
確保の方策	337 人日	330 人日	323 人日	317 人日	312 人日

（人日＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績（ラビットくん） 191 人日】

【実施の方針】
これまでの実績等から、幼稚園以外の一時預かりで今後対応可能な範囲と考えられる量を確保の方策数値に設定しています。見込みを超えた場合も、市内では認可保育所以外に認可外の施設で自主事業として行われているものも多く、それらを含めて供給が足りると考えます。

⑨ 延長保育事業

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

【量の見込み】
過去の利用実績から見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	96,876 人	94,926 人	92,991 人	91,106 人	89,578 人
確保の方策	96,876 人	94,926 人	92,991 人	91,106 人	89,578 人

（人＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績　99,065 人】

【実施の方針】
現状の体制を基本に、ニーズへの対応を行います。

⑩ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

【量の見込み】
病後児対応型の利用実績数を基本に見込みました。
体調不良児対応型については、実施施設の園児のみが対象となるため含めていません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	235 人日	230 人日	225 人日	221 人日	217 人日
確保の方策	235 人日	230 人日	225 人日	221 人日	217 人日

（人日＝年間延べ）
【参考値：平成 30 年度利用実績　220 人日】

【実施の方針】
利用実績は減少傾向にありますが、平成 28 年度に 298 人日の実績があり、ここまでは対応可能であるため、今後ともニーズへの対応は可能であると思われます。
病気にかかっている子どもを一時的に預かる病児保育事業については、ニーズ調査に基づく需要や病後児保育の実績数、今後の人口推移等を考慮し、慎重に検討を進めます。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成する事業です。

本事業の提供区域設定は、小学校区を基本とする 33 区域となります。

【量の見込み】
各学年の4月時の登録者数実績をもとに、各学年の過去5年間の利用割合の平均と将来予測される児童人口（6-11 歳）から量を見込んでいます。

市内全域

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	602 人	610 人	702 人	711 人	737 人
	2 年生	584 人	603 人	611 人	711 人	707 人
	3 年生	509 人	502 人	523 人	532 人	623 人
	4 年生	361 人	386 人	390 人	409 人	422 人
	5 年生	220 人	232 人	259 人	271 人	300 人
	6 年生	132 人	142 人	162 人	190 人	198 人
	計	2,408 人	2,475 人	2,647 人	2,824 人	2,987 人
確保の方策		2,408 人	2,475 人	2,647 人	2,824 人	2,987 人

【参考値：平成 30 年度利用実績　2,274 人】

【実施の方針】
地区によっては、夏休みなど一時的に登録が保留となり利用待機の状況になる可能性があります。現在、放課後児童クラブの質が確保される範囲内で弾力的な受け入れも行っている状況ですが、利用待機の発生する可能性のある地区については、指導員およびスペースの確保に引き続き取り組みます。
各地区の量の見込みと確保の方策は次頁以降のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鬼塚小学校区						
量の見込み	1年生	43 人	38 人	50 人	42 人	43 人
	2 年生	39 人	42 人	37 人	49 人	41 人
	3 年生	34 人	35 人	38 人	33 人	45 人
	4 年生	22 人	27 人	28 人	30 人	27 人
	5 年生	24 人	21 人	26 人	27 人	30 人
	6 年生	10 人	11 人	10 人	13 人	14 人
	計	172 人	174 人	189 人	194 人	200 人
確保の方策		172 人	174 人	189 人	194 人	200 人
鏡山小学校区						
量の見込み	1年生	94 人	84 人	104 人	97 人	101 人
	2 年生	72 人	89 人	79 人	99 人	93 人
	3 年生	78 人	66 人	82 人	73 人	92 人
	4 年生	53 人	60 人	52 人	65 人	59 人
	5 年生	19 人	27 人	33 人	30 人	39 人
	6 年生	11 人	12 人	19 人	24 人	22 人
	計	327 人	338 人	369 人	388 人	406 人
確保の方策		327 人	338 人	369 人	388 人	406 人
久里小学校区						
量の見込み	1年生	30 人	37 人	35 人	31 人	31 人
	2 年生	34 人	29 人	35 人	34 人	29 人
	3 年生	21 人	25 人	21 人	27 人	26 人
	4 年生	14 人	20 人	23 人	20 人	25 人
	5 年生	8 人	7 人	11 人	13 人	12 人
	6 年生	1 人	2 人	2 人	4 人	6 人
	計	108 人	120 人	127 人	129 人	129 人
確保の方策		108 人	120 人	127 人	129 人	129 人
佐志小学校区						
量の見込み	1年生	18 人	26 人	25 人	32 人	33 人
	2 年生	24 人	21 人	30 人	29 人	37 人
	3 年生	23 人	23 人	20 人	29 人	28 人
	4 年生	23 人	20 人	20 人	18 人	26 人
	5 年生	2 人	3 人	4 人	4 人	4 人
	6 年生	3 人	4 人	6 人	6 人	6 人
	計	93 人	97 人	105 人	118 人	134 人
確保の方策		93 人	97 人	105 人	118 人	134 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成和小学校区						
量の見込み	1年生	19 人	25 人	27 人	27 人	28 人
	2 年生	26 人	20 人	27 人	29 人	29 人
	3 年生	19 人	23 人	18 人	24 人	26 人
	4 年生	15 人	15 人	18 人	14 人	19 人
	5 年生	8 人	8 人	9 人	11 人	9 人
	6 年生	6 人	6 人	7 人	7 人	9 人
	計	93 人	97 人	106 人	112 人	120 人
確保の方策		93 人	97 人	106 人	112 人	120 人
外町小学校区						
量の見込み	1年生	30 人	33 人	38 人	44 人	45 人
	2 年生	39 人	36 人	39 人	45 人	51 人
	3 年生	30 人	37 人	34 人	37 人	43 人
	4 年生	19 人	15 人	19 人	18 人	20 人
	5 年生	6 人	10 人	8 人	11 人	11 人
	6 年生	4 人	4 人	7 人	6 人	9 人
	計	128 人	135 人	145 人	161 人	179 人
確保の方策		128 人	135 人	145 人	161 人	179 人
大志小学校区						
量の見込み	1年生	28 人	30 人	32 人	34 人	36 人
	2 年生	31 人	31 人	33 人	34 人	36 人
	3 年生	29 人	30 人	29 人	31 人	33 人
	4 年生	7 人	10 人	11 人	12 人	13 人
	5 年生	3 人	4 人	6 人	7 人	8 人
	6 年生	2 人	3 人	4 人	7 人	8 人
	計	100 人	108 人	115 人	125 人	134 人
確保の方策		100 人	108 人	115 人	125 人	134 人
長松小学校区						
量の見込み	1年生	60 人	85 人	74 人	96 人	99 人
	2 年生	57 人	48 人	69 人	61 人	79 人
	3 年生	48 人	52 人	44 人	62 人	55 人
	4 年生	44 人	40 人	43 人	37 人	53 人
	5 年生	19 人	25 人	23 人	26 人	23 人
	6 年生	13 人	15 人	20 人	20 人	23 人
	計	241 人	265 人	273 人	302 人	332 人
確保の方策		241 人	265 人	273 人	302 人	332 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西唐津小学校区						
量の見込み	1年生	21 人	20 人	27 人	24 人	25 人
	2 年生	23 人	21 人	21 人	28 人	25 人
	3 年生	22 人	21 人	19 人	19 人	26 人
	4 年生	16 人	19 人	18 人	17 人	17 人
	5 年生	5 人	5 人	7 人	7 人	8 人
	6 年生	7 人	8 人	8 人	10 人	10 人
	計	94 人	94 人	100 人	105 人	111 人
確保の方策		94 人	94 人	100 人	105 人	111 人
東唐津小学校区						
量の見込み	1年生	6 人	4 人	5 人	7 人	7 人
	2 年生	4 人	7 人	5 人	6 人	7 人
	3 年生	5 人	4 人	7 人	5 人	6 人
	4 年生	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	5 年生	7 人	8 人	5 人	5 人	7 人
	6 年生	1 人	1 人	2 人	1 人	1 人
	計	23 人	24 人	24 人	25 人	29 人
確保の方策		23 人	24 人	24 人	25 人	29 人
湊小学校区						
量の見込み	1年生	13 人	10 人	13 人	8 人	9 人
	2 年生	12 人	17 人	12 人	17 人	10 人
	3 年生	5 人	5 人	8 人	6 人	8 人
	4 年生	4 人	6 人	6 人	10 人	7 人
	5 年生	4 人	3 人	5 人	5 人	7 人
	6 年生	3 人	3 人	2 人	4 人	4 人
	計	41 人	44 人	46 人	50 人	45 人
確保の方策		41 人	44 人	46 人	50 人	45 人
竹木場小学校区						
量の見込み	1年生	7 人	3 人	5 人	7 人	7 人
	2 年生	4 人	6 人	3 人	4 人	6 人
	3 年生	9 人	7 人	10 人	5 人	7 人
	4 年生	2 人	3 人	3 人	4 人	2 人
	5 年生	11 人	7 人	11 人	9 人	12 人
	6 年生	3 人	4 人	3 人	4 人	3 人
	計	36 人	30 人	35 人	33 人	37 人
確保の方策		36 人	30 人	35 人	33 人	37 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浜崎小学校区						
量の見込み	1年生	60 人	59 人	84 人	78 人	81 人
	2 年生	57 人	57 人	57 人	81 人	75 人
	3 年生	56 人	47 人	47 人	47 人	68 人
	4 年生	30 人	42 人	36 人	37 人	37 人
	5 年生	17 人	18 人	26 人	23 人	24 人
	6 年生	13 人	15 人	15 人	23 人	21 人
	計	233 人	238 人	265 人	289 人	306 人
確保の方策		233 人	238 人	265 人	289 人	306 人
玉島小学校区						
量の見込み	1年生	5 人	5 人	7 人	5 人	5 人
	2 年生	4 人	4 人	4 人	6 人	4 人
	3 年生	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人
	4 年生	7 人	6 人	6 人	5 人	6 人
	5 年生	2 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	6 年生	4 人	5 人	4 人	4 人	4 人
	計	24 人	23 人	25 人	24 人	24 人
確保の方策		24 人	23 人	25 人	24 人	24 人
平原小学校区						
量の見込み	1年生	5 人	3 人	11 人	10 人	10 人
	2 年生	6 人	5 人	3 人	10 人	9 人
	3 年生	4 人	4 人	3 人	2 人	6 人
	4 年生	5 人	5 人	4 人	3 人	2 人
	5 年生	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	計	20 人	17 人	21 人	27 人	29 人
確保の方策		20 人	17 人	21 人	27 人	29 人
厳木小学校区						
量の見込み	1年生	7 人	5 人	7 人	7 人	8 人
	2 年生	8 人	8 人	6 人	8 人	8 人
	3 年生	4 人	5 人	5 人	4 人	5 人
	4 年生	7 人	5 人	6 人	6 人	5 人
	5 年生	5 人	9 人	6 人	7 人	7 人
	6 年生	6 人	3 人	6 人	4 人	5 人
	計	37 人	35 人	36 人	36 人	38 人
確保の方策		37 人	35 人	36 人	36 人	38 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
箸木小学校区						
量の見込み	1年生	13 人	16 人	6 人	15 人	15 人
	2 年生	9 人	10 人	12 人	4 人	11 人
	3 年生	1 人	4 人	4 人	5 人	2 人
	4 年生	5 人	2 人	5 人	6 人	7 人
	5 年生	1 人	2 人	1 人	3 人	3 人
	6 年生	1 人	1 人	2 人	1 人	2 人
	計	30 人	35 人	30 人	34 人	40 人
確保の方策		30 人	35 人	30 人	34 人	40 人
相知小学校区						
量の見込み	1年生	45 人	26 人	42 人	46 人	47 人
	2 年生	21 人	36 人	21 人	34 人	38 人
	3 年生	29 人	21 人	35 人	20 人	33 人
	4 年生	24 人	27 人	19 人	32 人	19 人
	5 年生	18 人	18 人	21 人	15 人	25 人
	6 年生	14 人	12 人	13 人	15 人	11 人
	計	151 人	140 人	151 人	162 人	173 人
確保の方策		151 人	140 人	151 人	162 人	173 人
伊岐佐小学校区						
量の見込み	1年生	3 人	6 人	4 人	7 人	8 人
	2 年生	7 人	3 人	7 人	4 人	9 人
	3 年生	4 人	6 人	3 人	7 人	4 人
	4 年生	3 人	2 人	3 人	1 人	3 人
	5 年生	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
	計	17 人	17 人	17 人	20 人	25 人
確保の方策		17 人	17 人	17 人	20 人	25 人
北波多小学校区						
量の見込み	1年生	22 人	23 人	22 人	24 人	25 人
	2 年生	34 人	32 人	32 人	31 人	34 人
	3 年生	15 人	22 人	21 人	21 人	21 人
	4 年生	16 人	13 人	19 人	18 人	19 人
	5 年生	18 人	20 人	16 人	23 人	22 人
	6 年生	10 人	9 人	11 人	9 人	14 人
	計	115 人	119 人	121 人	126 人	135 人
確保の方策		115 人	119 人	121 人	126 人	135 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入野小学校区						
量の見込み	1年生	3 人	4 人	6 人	4 人	5 人
	2 年生	5 人	4 人	6 人	8 人	5 人
	3 年生	6 人	5 人	4 人	5 人	7 人
	4 年生	3 人	3 人	3 人	2 人	3 人
	5 年生	3 人	4 人	5 人	4 人	3 人
	6 年生	2 人	2 人	2 人	3 人	2 人
	計	22 人	22 人	26 人	26 人	25 人
確保の方策		22 人	22 人	26 人	26 人	25 人
納所小学校区						
量の見込み	1年生	5 人	3 人	6 人	4 人	4 人
	2 年生	8 人	10 人	5 人	11 人	7 人
	3 年生	3 人	3 人	4 人	2 人	5 人
	4 年生	5 人	5 人	5 人	6 人	3 人
	5 年生	3 人	2 人	2 人	2 人	3 人
	6 年生	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	計	24 人	24 人	23 人	26 人	23 人
確保の方策		24 人	24 人	23 人	26 人	23 人
切木小学校区						
量の見込み	1年生	11 人	12 人	6 人	9 人	9 人
	2 年生	6 人	8 人	9 人	4 人	6 人
	3 年生	3 人	6 人	9 人	10 人	5 人
	4 年生	6 人	4 人	7 人	9 人	10 人
	5 年生	6 人	5 人	3 人	6 人	8 人
	6 年生	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
	計	32 人	35 人	35 人	38 人	39 人
確保の方策		32 人	35 人	35 人	38 人	39 人
田野小学校区						
量の見込み	1年生	6 人	6 人	7 人	7 人	8 人
	2 年生	2 人	3 人	3 人	4 人	4 人
	3 年生	9 人	3 人	7 人	6 人	8 人
	4 年生	1 人	2 人	1 人	2 人	2 人
	5 年生	2 人	3 人	4 人	2 人	3 人
	6 年生	2 人	2 人	2 人	3 人	1 人
	計	22 人	19 人	24 人	24 人	26 人
確保の方策		22 人	19 人	24 人	24 人	26 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
名護屋小学校区						
量の見込み	1年生	10 人	10 人	10 人	9 人	9 人
	2 年生	7 人	9 人	9 人	9 人	8 人
	3 年生	12 人	9 人	11 人	11 人	11 人
	4 年生	3 人	4 人	3 人	4 人	4 人
	5 年生	10 人	6 人	8 人	6 人	8 人
	6 年生	5 人	7 人	4 人	6 人	4 人
	計	47 人	45 人	45 人	45 人	44 人
確保の方策		47 人	45 人	45 人	45 人	44 人
馬渡小学校区						
量の見込み	1年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	2 年生	1 人	1 人	1 人	3 人	2 人
	3 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	4 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	5 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	計	1 人	1 人	1 人	3 人	2 人
確保の方策		1 人	1 人	1 人	3 人	2 人
打上小学校区						
量の見込み	1年生	16 人	15 人	19 人	17 人	17 人
	2 年生	18 人	17 人	17 人	21 人	18 人
	3 年生	13 人	17 人	16 人	16 人	20 人
	4 年生	10 人	10 人	13 人	13 人	12 人
	5 年生	13 人	10 人	10 人	13 人	13 人
	6 年生	4 人	5 人	4 人	4 人	6 人
	計	74 人	74 人	79 人	84 人	86 人
確保の方策		74 人	74 人	79 人	84 人	86 人
呼子小学校区						
量の見込み	1年生	13 人	12 人	18 人	12 人	13 人
	2 年生	16 人	19 人	18 人	25 人	17 人
	3 年生	18 人	13 人	15 人	15 人	20 人
	4 年生	6 人	8 人	6 人	7 人	7 人
	5 年生	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人
	6 年生	2 人	2 人	2 人	4 人	3 人
	計	57 人	56 人	62 人	66 人	63 人
確保の方策		57 人	56 人	62 人	66 人	63 人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
七山小学校区						
量の見込み	1年生	9 人	10 人	12 人	8 人	9 人
	2 年生	10 人	10 人	11 人	13 人	9 人
	3 年生	7 人	7 人	7 人	8 人	10 人
	4 年生	11 人	13 人	13 人	12 人	14 人
	5 年生	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人
	6 年生	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人
	計	46 人	49 人	52 人	52 人	53 人
確保の方策		46 人	49 人	52 人	52 人	53 人

新・放課後子ども総合プランへの対応

平成 26 年、いわゆる「小１の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」および「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

平成 30 年９月には、全国で令和３年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消することなどを目標とした「新・放課後子ども総合プラン」が発出されています。

【実施の方針】

現在、唐津市では 26 か所で放課後子供教室を開催していますが、おおむね（24 か所）公民館で事業実施しています。放課後児童クラブとの一体型運営については、5か所（久里、外町、成和、長松、入野）実施しており、今後も一体型運営については拡充を検討し、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携については、プログラムの充実等の推進を行います。

「新・放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、学校施設の徹底活用や、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」との一体型運営、あるいは連携の充実等につき検討していくこととしますが、国が整備目標の前提としている女性就業率の上昇について、唐津市ではすでにほぼ 80%の実情となっていることから、学年が上がるにつれて利用率が下降していく実態などを考慮しながら次頁の取り組みを検討していくこととします。

【具体的な取り組み内容】

（１）一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の目標事業量

引き続き、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の設置について学校施設・公民館の活用等を行いながら拡充について検討を進めます。

（２）放課後子供教室の整備計画

33 の小学校区のうち約９割の 26 か所に整備されており、今後は未整備地区への対応および放課後児童クラブとの連携促進を進めます。

（３）関連部局等の連携

放課後児童クラブ・放課後子供教室の一体的または連携による実施に向けて、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の地域学校協働活動推進員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう定期的な打合せの場を設けるよう努めます。また、教育委員会と福祉部局（保健福祉部子育て支援課）において、責任体制の明確化、迅速な情報交換・情報共有ができる体制づくりを行っていきます。

（４）小学校の余裕教室等の活用

余裕教室の活用状況等について、教育委員会、学校関係者および福祉部局が定期的に協議を行い、使用計画の決定、見直し等を行っていきます。

（５）運用上の工夫

放課後児童クラブの利用は、学年が上がるにつれて減少していきます。「小１の壁」を取り除く観点から、１ 年生や低学年の放課後児童クラブ利用について優先的に供給確保しながら、高学年については放課後子供教室の利用案内を徹底する、需要の高まる夏休み等の子どもの居場所として放課後子供教室の実施頻度を調整するなど、事業それぞれの特質を組み合わせた運用上の工夫に努めます。

⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【課題・実施の方針】
保育の実施体制の確保は本市の課題の一つでもあり、民間事業者の新規参入については考慮されるべき事項ですが、地域ごとに状況が異なるため、市全体での配置バランス等と事業者の参入意向には異なる点も出てくることが考えられ、一律の参入促進には慎重な検討の必要があると思われます。
市としては、多様な事業者の主体性を尊重しながら、適正な参入の促進を目的として、この事業の活用を検討していくこととします。

5 社会や国の動向に対応する取り組み

多様なニーズへの対応

保護者が産前・産後休暇、育児休業の後、円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、以下の事業等を通じて休業中の保護者に対する情報提供や支援を行うほか、多様なニーズへの対応として計画的に教育・保育サービスの整備を進めます。

〇利用者支援事業による情報提供・利用支援
〇地域子育て支援拠点事業を通じての情報提供
〇妊婦健康診査を通じての情報提供
〇乳児家庭全戸訪問事業を通じての状況把握・情報提供
〇一時預かり事業の充実等による保護者の選択の保障

課題の早期発見・把握と早期からの対応

保護者の孤立化を防ぎ、児童虐待につながるリスクや障がいなどへの対応をより早く進めるため、以下の事業等を通じて状況の早期把握と支援の連携を進めます。

〇利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業を通じての状況把握と相談等の対応を実施します。
〇妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じての早期リスク発見と各種支援の連携を行います。

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設です。本市では 11 の施設が認定こども園として教育・保育の一体的提供を実施しています（令和 2 年度時点）。

〇保護者の希望に沿って、保育所、認定こども園、幼稚園の適切な利用が可能となるよう、事業案内及び調整を引き続き行います。
〇幼児期の教育・保育に携わる教諭や保育士の相互の連携を促進するため、合同研修会を実施します。

幼児教育・保育の質の向上

幼児期における質の高い教育・保育を充実させるため、以下の取り組みを検討します。

〇保育所、認定こども園等が参加できる研修体制の充実や、幼児と児童との交流活動の充実などを検討し、保育所、認定こども園と小学校の積極的な連携および幼児教育から小学校教育へのスムーズな接続に努めます。

〇保育に携わる者について、処遇改善を始めとする労働環境向上について事業者等への働きかけに努めます。

配慮が必要な子どもや家庭への対応

障がいのある子どもへの対応、保護者の経済的負担感の軽減などに対応するため、以下の取り組みを検討します。

〇保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等、子どもを預かる事業における障がいのある子どもの受け入れ体制充実に努めます。

〇幼児教育・保育の無償化を受け、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保します。

〇医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について検討します。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、公正で適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等のために給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

第５章 次世代育成支援に関する施策

前計画において「次世代育成支援に関する施策」とした様々な施策は「唐津市次世代育成支援行動計画」を継承したものです。今後もその考え方に基づき、基本的に継続して実施していきます。

１．地域における子育ての支援

（１）地域における子育て支援サービスの充実

１　一時預かり事業

○保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において不定期で一時的に預かる。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑧　　子育て支援課

２　放課後児童クラブ

○就労、疾病その他の理由により、昼間保護者が家にいない家庭の小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を行う。

○小学校区を基本とする 33 区域設定で実施する。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑪　　子育て支援課

３　児童館・児童センター

○おおむね小学校修了前までの児童を対象に、健全な遊びを通して、児童に必要な指導を行う。

子育て支援課

４　病児・病後児保育

○病気の回復期にある子どもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる。

○病後児対応型と体調不良児対応型を行う。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑩　　子育て支援課

５　ファミリー・サポート・センター事業（ラビットくん）

○子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

○子育て緊急サポートセンターのサポーター養成講座を実施する。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑦　　子育て支援課

※「⇒地域子ども・子育て支援事業」の後の○数字は、48 頁からの地域子ども・子育て支援事業の事業番号です。（以下同じ）

6 子育て短期支援事業

○保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育・保護を行う。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑥

子育て支援課

7 家庭児童相談室

○子育て支援課内において、家庭児童相談員が児童やその家族に関する相談および助言指導を行う。

○子ども家庭総合支援拠点を設置し、正確かつ早急な虐待対応をはじめとして、児童やその家族への包括的・継続的な支援を行う。

子育て支援課

8 子育て支援センター

○子育て支援センターにおいて、妊婦、乳幼児期からの子育てに関する相談や交流、情報提供を行う。

○子育て支援センターの一層の周知を徹底し、事業を充実させる。

⇒地域子ども・子育て支援事業①

子育て支援課

9 乳幼児相談

○保健センターや公民館等において、発育測定、栄養、歯科保健等の乳幼児相談および育児不安についての相談を実施する。

○予防接種の受け方などの指導の徹底などを継続して実施する。また、むし歯予防や離乳食の進め方などの指導を継続して行う。

保健医療課

10 療育相談

○障がい者相談支援センターにおいて、障がいのある子どもや障がいのある可能性のある子ども、またその子どもの家族等が抱えている不安や悩みに関する相談を、電話または訪問等により受け付け、必要に応じて専門機関等への連絡・調整等を行う。

障がい者支援課

11 女性就業援助相談

○就業を希望する女性に対し、ホームページ、電話等により職業や講座などの紹介を行う。広報等により周知に努める。

子育て支援課

12 子育てガイドブック

○唐津市における子育て支援事業を掲載した子育てのための支援ガイドブックを作成し配布する。

○妊娠届・転入や出生届の際に、児童の保護者へ配布することで、子育て支援事業の周知を行い、読みやすい誌面づくりと内容の充実に努める。

子育て支援課

（2）保育サービスの充実

1　通常保育事業

○保育の必要性についての認定に基づき、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）および特定地域型保育事業で保育する。

⇒幼児期の教育・保育

子育て支援課

2　延長保育事業

○保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑨

子育て支援課

3　休日保育事業

○日曜日、祝日に仕事がある保護者などの子どもを保育する。

⇒幼児期の教育・保育

子育て支援課

4　障がい児保育事業

○保育所において、心身に障がいのある児童の保育を行う。市内全保育所が実施体制を整えている。

子育て支援課

5　認可外保育施設

○保育所と同様の乳幼児の保育を目的とする施設で保育を行う。地域的事情、規模、保護者のニーズ等を考慮しながら取り組む。

子育て支援課

6　時間外預かり保育

○幼稚園において、正規の教育時間終了後も園児を幼稚園で過ごさせる預かり保育を実施する。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑧

子育て支援課

7　保育所地域活動事業

○保育所において、世代間交流や子育て講演会等を通じ、地域との交流等を行う。

子育て支援課

8　保育士の資質向上

○研修会等により保育士の資質向上を目指す。参加しやすいよう、市内で実施される研修会の開催を増やすことを検討する。

子育て支援課

9　保育充実事業

○地域間の保育需要の違いやニーズの多様化に対応するため、認可外保育施設の認可保育所等への移行支援を検討する。

子育て支援課

（3）子育て支援ネットワークづくり

1 地域子育て支援拠点事業

○公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。

⇒地域子ども・子育て支援事業②

子育て支援課

2 子育てサークルの育成支援

○親子遊びや他の親子との交流、また、保健師等の相談・指導を通じて地域での子育て支援および子育ての不安を解消するため、子育てサークルの支援を行う。

○関係機関との連携を強化し事業を充実させる。

保健医療課／子育て支援課

（4）児童の健全育成

1 児童館・児童センター（再掲）

○おおむね小学校修了前までの児童を対象に、健全な遊びを通して、児童に必要な指導を行う。

子育て支援課

2 放課後子供教室

○子どもたちの放課後、週末等の安全・安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。

生涯学習文化財課

3 相談・支援体制の確立

○青少年の健全育成および非行を防止するための相談・補導等の活動を行うとともに、地域・学校・警察等関連機関との連携を強化する。

生涯学習文化財課

4 社会環境の浄化

○有害図書・薬物等の追放および飲酒・喫煙防止について、業界団体・事業者へ販売自粛等の要請を関係機関との連携により行う。

生涯学習文化財課

（５）子育てに伴う経済的支援の充実

１　児童手当

〇家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成および資質の向上のため、中学校3年生までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。

子育て支援課

２　子どもの医療費助成制度

〇子どもの保健の向上と福祉の増進のため、0歳から中学3年生までの子どもに係る医療費の一部を現物給付により助成する。

子育て支援課

３　児童の心臓病医療費の助成

〇児童の心臓病に係る医療費の一部を助成する。事業周知に努め充実させる。

子育て支援課

４　保育料の軽減

〇2歳児以下は保育料無償化対象外のため、2歳児以下を対象として実施する。

子育て支援課

５　小学校就学援助・中学校就学援助

〇経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等就学のための援助を行う。

学校支援課

６　唐津市奨学金

〇高校、大学等に進学希望者で、経済的理由により就学困難な者に対し、奨学資金を貸与する。

〇市内中学校、高校に募集要領を送付して奨学金制度の周知を行う。

学校支援課

２．母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進

（１）子どもや母親の健康の確保

１　母子健康手帳交付

〇妊娠届け時に、妊娠から出産、出生後の赤ちゃんの成長・発達を記録していく母子健康手帳を交付する。

〇母子健康手帳交付と併せて妊娠週数に必要な妊婦健診受診票を発行し、丁寧な面談をすることでハイリスク妊婦を把握し、妊娠期からの切れ目ない支援を実施する。

保健医療課

２　周産期医療体制の整備

〇妊娠後期から新生児早期までの出産に伴う母体、胎児、新生児を総合的に管理して、母と子の健康を守る医療体制の整備を行う。

保健医療課

３　乳児健診の受診票交付

〇出生届け時に一人当たり2枚の乳児健診受診票の交付を行う。

〇身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより、異常を早期に発見し、必要に応じて適切な保健指導を行い、乳児の健康を保持増進させる。

〇2か月児相談や赤ちゃん訪問等、保健師と出会う場面で乳児健診の重要性を伝え、受診につながるように取り組む。

保健医療課

４　乳児家庭全戸訪問事業

〇子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する。

⇒地域子ども・子育て支援事業④

保健医療課

５　乳幼児相談（再掲）

〇保健センターや公民館等において、発育測定、栄養、歯科保健等の乳幼児相談および育児不安についての相談を実施する。

〇予防接種の受け方などの指導の徹底などを継続して実施する。また、むし歯予防や離乳食の進め方などの指導を継続して行う。

保健医療課

６　すくすく子育て相談会

〇唐津市保健センターにおいて、育てにくさや落ち着きのなさなど支援の必要がある幼児とその保護者に対し、相談会を実施し、育児不安の軽減や虐待予防および適切な療育を促す。

保健医療課

7　電子母子手帳（からつっこ）アプリ

〇子育てに関連する各種制度・サービスの案内、身近な健診・イベント情報等のお知らせ、子どもの成長記録など、父母がともに子育てに関する情報を取得し、協力し合いながらの子育てを手助けするアプリを提供する。

保健医療課

8　1歳6か月児健診

〇1歳6か月から1歳 11 か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行う。

〇受診勧奨を行い、受診率 100%を目指す。

保健医療課

9　3歳児健診

〇3歳6か月から3歳 11 か月の間に健康診査を行い、疾病の早期発見および保護者への育児支援を行う。

〇受診勧奨を行い、受診率 100%を目指す。3歳児健診未受診は通園確認を行い、保育所・認定こども園等で確認を行う。

保健医療課

10　2歳児歯科教室

〇2歳児とその保護者に対して、歯科保健の健康教室を実施する。引き続き、口腔保健の意識の向上に努める。

〇親子で歯科健診を受けることにより、家庭全体でのむし歯予防を推進する。併せて発達や育児不安への支援を実施する。

保健医療課

11　フッ素塗布事業

〇定期的にフッ素を塗布することで歯質を強化し、う歯（むし歯）予防につなげる。

〇1歳からの未就学児に対して、フッ素塗布事業の周知を行う。

保健医療課

12　フッ素洗口の推進

〇保育所・認定こども園等において集団でフッ素洗口を行うことにより、歯質を強化し、う歯（むし歯）予防につなげる。保護者説明会の出席者の増加に努める。

〇継続してフッ素洗口を行うように保育所・認定こども園等をサポートする。

保健医療課

13　母子保健推進員の活動事業

〇子どもたちが心身ともに健やかに成長するため、地域住民の自主的な地域活動組織を育成し、地域の母子保健の向上を目指す。

〇地域に密着した活動により母子保健の向上に努める。

保健医療課

14 乳幼児予防接種

○乳幼児に定期の予防接種を実施し、疾病の罹患を防ぐ。継続して実施し、疾病のまん延を予防する。

○未接種者へ勧奨の通知等を継続して実施し、接種率 100%を目指す。

保健医療課

15 各種予防接種の受診推奨

○家庭訪問や乳幼児相談、健診時等に各種予防接種の勧奨を行い、接種率の向上に努める。

保健医療課

16 妊娠出産包括支援事業

○妊娠期から3歳までを中心とし、子育て期の中で問題を抱えた家庭に対して、切れ目ない支援体制を構築し、子育て支援を実施する。

保健医療課

17 乳幼児訪問指導

○子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する。

⇒地域子ども・子育て支援事業④

保健医療課

18 親子の食の教室

○妊娠・出産を通して、将来、生活習慣病のリスクの高い産婦に対し、自身のリスクと可能な予防策を理解してもらい、家族を含めた予防のための食生活アドバイスを行う。

保健医療課

19 育児サークル

○保健センターや公民館等において、保育士やインストラクターによる親子での遊びやおもちゃづくり等の活動を通し、地域での孤立化を防ぐ仲間づくりの場として実践する。

保健医療課

20 多胎児の会（さくらんぼの会）

○唐津市保健センターにおいて、多胎児とその保護者を対象に、インストラクターによる親子遊びを行い、仲間づくり、情報交換を行う。

○多胎妊婦と多胎児育児経験の保護者が集まることにより、互いに情報交換、仲間づくりを行う（ピアカウンセリングの場）。妊娠期の健康管理アドバイス等を行い、安心した出産・育児ができるような情報共有の場とする。

保健医療課

21 5歳児子育て相談会

○就学を1年後に控えた年中児の希望者を対象に、専門家による相談会を実施。保護者の育児不安の軽減と、5歳児の就学後の不適応を少なくするための支援を行う。

保健医療課

（2）「食育」の推進

1　食生活改善推進員の養成

〇厚生労働省の基準の 20 時間以上のカリキュラムを履修する。6回コースで実施する。

〇食生活改善推進協議会による地区組織活動として、伝達講習会やおやこ食育教室等を行い、食育を推進する。

保健医療課

2　保育所・認定こども園等や学校における食育推進

〇保育所・認定こども園等や学校で行われる給食の取り組みを充実させる。保育所等において、食育計画を策定し食育を推進する。

〇食育推進ネットワーク会議を年1回開催する。

保健医療課／子育て支援課／学校教育課

（3）思春期保健対策の充実

1　唐津市青少年支援センターでの相談活動

〇青少年の健全育成および非行を防止するための相談活動を行う。

〇早期に相談可能な体制を目指すため、学校および関係機関との連携を強化するとともに、スクールソーシャルワーカーおよび臨床心理士を積極的に活用する。

生涯学習文化財課

2　性教育外部講師招へい事業（県）

〇若年期からの性に関する正しい知識の普及を目的として、主に中学2年生を対象に、学校医または産婦人科協力医等による講演会等を実施する。

学校教育課

3　思春期教室

〇若年期からの性に関する正しい知識の普及を目指し、各中学校において思春期教室を実施する。

唐津保健福祉事務所

4　思春期ふれあい体験学習

〇小・中・高校生に乳幼児とふれあう機会を設け父性や母性を養う。関係機関と連携し、事業の充実に努める。

学校教育課／生涯学習文化財課

5　性や性感染症予防に関する学習

〇小・中学生において、エイズ教育・性教育の研究・実践を行う。

〇発達段階を考慮しながら系統的に「エイズ教育」を継続して実施する。

学校教育課／唐津保健福祉事務所

6　喫煙防止教室

〇学童期・思春期における心身の健康、豊かな人間性を育むことを目的として、喫煙防止教室を実施する。

〇保健分野で発達段階に応じた指導を継続して実施する。

学校教育課／唐津保健福祉事務所

7　中学校子育てサロン

〇中学校内に子育て支援サロンを設置し、中学生が乳幼児親子とふれあう機会を作り、命の大切さ、家族、地域への感謝の心を育むとともに、将来の父親像、母親像を描くことを目的として実施する。

生涯学習文化財課

（4）小児医療の充実

1　救急医療センター

〇児童の急病に対応するため、平日は 20 時から翌朝の6時まで、土曜日の 18 時から翌朝の6時まで、日曜日・祝日の9時から翌朝6時まで救急センターにおいて診療を行う。

保健医療課

３．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成

１　思春期ふれあい体験学習（再掲）

○小・中・高校生に乳幼児とふれあう機会を設け、父性や母性を養う。関係機関との連携し、事業の充実に努める。

学校教育課／生涯学習文化財課

２　男女共同参画推進の講演会、セミナーの開催

○子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けないように、家庭や地域で子どもに関わる周囲の大人に対して、講演会やセミナーを開催する。

男女参画・女性活躍推進課

３　職場体験活動

○主に中学生において、進路決定の際に役立つための職場体験を実施する。

学校教育課

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

１　スクールカウンセラー事業

○児童の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するカウンセラーを配置し、小学校におけるカウンセリング機能を充実させる。

学校教育課

２　スクールソーシャルワーカーの配置

○問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整を行い、学校内におけるチーム体制の構築、支援を行う。

○県事業として実施しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用を充実させる。

生涯学習文化財課

３　心の教育

○道徳および全教育活動の中で、道徳的心情や道徳的実践を行う。

○「ふれあい道徳教室」（授業公開を土日等に設定した、地域の方も参観できる教室）を充実させる。

学校教育課

4 健康・レクリエーションスポーツの推進

○市民スポーツ大会、地域スポーツ大会等の開催、スポーツ推進委員によるスポーツ教室等を開催する。

○スポーツ推進委員を各種研修会へ派遣し、地域における指導者の育成を進める。

スポーツ振興課

5 ふれあい活動

○お年寄りや専門知識を身につけた地域人材を活用し、ふれあい活動等を実施する。

学校教育課

6 フリー参観

○設定された授業参観日だけでなく、いつでも参観できる環境を整える。

○「唐津市教育の日」の授業参観の継続とともに、学校はいつでも自由に参観できる準備があることを地域、保護者へ啓発する。

学校教育課

7 学校評議員制度

○学校、家庭および地域が連携協力しながら一体となって、地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校評議員を置く。

学校支援課

8 幼保小の連携教育

○児童期の指導上の問題や保育所・認定こども園等から小学校への円滑な接続を行うため、保育所・認定こども園等・小学校が連携していく。

○幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の教諭や保育士の資質向上を目的に合同研修会を実施する。

学校教育課／子育て支援課

9 施設整備の推進と有効利用

○学校体育施設の開放、施設の利用状況の情報提供を行う。

○年次的な改修計画を立て、施設整備を行う。

スポーツ振興課

10 適応指導教室「スマイル」

○不登校児童・生徒に対して、指導員が学校と連携しながら適応指導や学習支援を行う。

学校教育課

（３）家庭や地域の教育力の向上

１　いきいき学ぶからつっ子育成事業

〇児童・生徒の学力向上に向けた学校、家庭および地域連携の方策を探るため、学校または校区の実態に合った取り組みを行い、豊かな心で自ら学び成長意欲に満ちた児童・生徒の健全育成を進める。

学校教育課

２　家庭教育の充実

〇家庭教育講座（読書活動等）を通じ、家庭教育力の向上を目指す。また、学校やPTAが中心となり講演会を開催し、家庭教育力の必要性を啓発する。

生涯学習文化財課／学校教育課

３　本が育む親子の絆事業（ブックスタート事業・絵本とこんにちは事業）

〇乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。0歳児（ブックスタート事業）および3歳児（絵本とこんにちは事業）に絵本をプレゼントし、地域の子育てを応援し、子どもの読書活動を推進する。

〇子どもたちを対象にしたイベントを開催し、子どもの読書活動を推進させる。

近代図書館

４　たくましいからつっ子育成事業

〇家庭・学校・地域が連携し、青少年の思いやりの心や社会性、主体性、創造性など心豊かな人格形成に資するため、自然体験、社会活動体験、郷土学習、世代間交流等の活動を実施する。

生涯学習文化財課

５　地域資源の有効活用

〇公民館、自治公民館等を家庭教育および地域教育の場として活用する。

〇地域活動の中心となる各公民館において実施している家庭教育事業および地域教育事業について周知させる。

生涯学習文化財課

６　農業体験

〇小学校および地域において、各種農業体験を実施する。地域およびJA等の協力を得て、地域一体となった農業体験を実施する。

〇引き続き、いきいき学ぶからつっ子育成事業を活用して、多くの小学校で農業・漁業体験を実施する。

学校教育課

7　奉仕活動・体験活動推進事業

○奉仕活動を通し、地域活動の活性化を目指しつつ人との関わりを学習する。地域の人が協力、参加しやすい活動となるように努める。

○引き続き、いきいき学ぶからつっ子育成事業を活用して、多くの小中学校でボランティア活動の実施を推進する。

学校教育課

（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

1　有害環境の浄化活動

○青少年の健全育成および非行を防止するため、犯罪発生箇所、たまり場等の重点地域の巡回および相談・補導等の活動を行う。

○地域を含めた見守り活動を実施する。

生涯学習文化財課

４．子育てを支援する生活環境の整備

（１）良質な住宅および居住環境の確保

１　公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の検討

〇公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を目的とする。多子世帯向け優先入居となる特定目的の住宅はないが、多子世帯については、入居者の選考に際し公開抽選における当選率の優遇措置を行う。

建築住宅課

２　市営住宅等についての情報を提供

〇市営住宅の入居補欠者募集(定期：毎年６月)や、空き家等が発生した場合の随時募集について、市報掲載による情報提供のほか、ホームページや行政放送でも情報提供を行う。

〇県営住宅の入居補欠者募集についても同様に、市報掲載およびホームページや行政放送でも情報提供を行う。

建築住宅課

３　シックハウス対策の推進

〇設計時点で、ホルムアルデヒド発散レベルの最も低いフォースター以上の建材を選定し対応する。

建築住宅課

（２）安全な道路交通環境の整備

１　子どもや子ども連れ等の交通弱者に配慮した道路環境づくり

〇防護柵や道路反射鏡など、交通安全施設の整備を行う。

〇唐津市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道等のバリアフリー化を進める。

〇唐津市通学路安全推進プログラムに基づき、小学校の通学路の点検と対策を行い、子どもや子ども連れにも配慮した道路環境づくりを進める。

道路河川課

（3）安心して外出できる環境の整備

1 施設のバリアフリー化の推進

〇公的施設等において、段差解消、自動ドア、エレベーターの設置や子ども連れに配慮した多目的トイレ、授乳室の設置など、バリアフリー化を推進する。

関係各課

2 公共施設等におけるユニバーサルデザイン化の推進

〇施設等の整備にあたっては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを推進する。

〇唐津市まちなか再生ユニバーサルデザイン計画に基づき推進する。

関係各課

3 関係機関・団体と連携したパトロール活動

〇PTAや地域団体と連携して、登下校時間帯や夜間に子どもを見守る防犯活動を行う。

学校教育課

4 子ども 110 番の家

〇子ども 110 番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行う。

〇子どもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪発生の抑止効果を期待する。

生涯学習文化財課

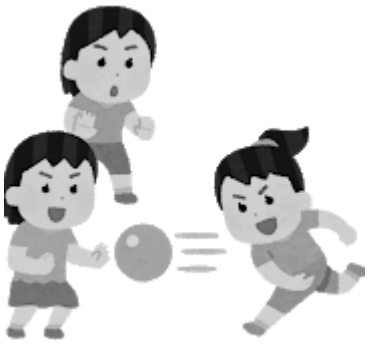

５．職業生活と家庭生活との両立の推進

（１）多様な働き方の実現およびワーク・ライフ・バランスの推進等

１　ワーク･ライフ･バランスの推進に向けた啓発

〇労働者の勤務時間の調整や有給休暇および育児休業の取得などについて、事業所等に対して啓発を行い、男女を問わず子育てに取り組める環境づくりを進める。

〇ポスターやチラシ等の配布をはじめ、広く機会を捉え啓発を行う。

商工振興課

２　男女共同参画と女性活躍推進の講演会、セミナーの開催

〇男女がともに働きやすい職場環境づくりのため、企業の経営者や管理職に対して、意識啓発を促す講演会やセミナーを開催する。

男女参画･女性活躍推進課

（２）仕事と子育ての両立の推進

１　延長保育事業（再掲）

〇保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う。

⇒地域子ども･子育て支援事業⑨

子育て支援課

２　休日保育事業（再掲）

〇日曜日、祝日に仕事がある保護者などの子どもを保育する。

⇒幼児期の教育･保育

子育て支援課

３　病児･病後児保育（再掲）

〇病気の回復期にある子どもを保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる。

〇病後児対応型と体調不良児対応型を行う。

⇒地域子ども･子育て支援事業⑩

子育て支援課

４　ファミリー･サポート･センター事業（ラビットくん）（再掲）

〇子育て緊急サポートセンター「ラビットくん」において、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

〇子育て緊急サポートセンターのサポーター養成講座を実施する。

⇒地域子ども･子育て支援事業⑦

子育て支援課

５　事業所内託児所への支援

〇労働者を多数雇用する事業所において様々な就労形態に応じた保育を提供している事業所内託児所に対し、必要に応じて立入調査等を行い、安全な保育を確保するための助言等を行う。

子育て支援課

６．子ども等の安全の確保

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

１　交通安全教室

〇児童・生徒に対する交通安全教育を実施する。

〇新１年生の新学期の事故をはじめ、低学年の事故が多発していることから、引き続き交通安全教室等を通して交通安全教育を充実させる。

道路河川課／学校教育課

２　交通安全運動の実施

〇年４回の交通安全県民運動時に警察および交通指導員会等と連携し、啓発活動を行い、交通安全思想の普及と交通事故の防止を進める。

〇少子高齢化社会の進展に伴い、高齢者の操作ミスなどの交通事故が増加している。交通安全思想を普及・浸透させることにより、次世代を担う子どもたちを交通事故から守る。

道路河川課

３　交通指導員等の育成

〇交通指導員の指導力向上のため、講習会を実施する。

〇歩行者の保護と指導のため、特に学童・園児の登下校の事故防止のため、地域で活動する交通安全指導員の養成、資質の向上への取り組みを進める。

道路河川課

４　チャイルドシートの使用効果および使用法の普及啓発活動

〇ホームページ、行政放送等でチャイルドシートの使用効果および使用法の普及啓発を行う。

〇着用が義務化している現在も、チャイルドシートの装着率は 60～70%前後であるため、チャイルドシートの必要性を保護者に認識してもらい、一層の使用率の向上と適正な装着を推進する。

道路河川課

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

１　学校関係者や関係団体等との情報交換

〇青少年育成協議会や民生委員、駐在員、警察との定期的な情報交換の場を設定する。

学校教育課

２　関係機関・団体や地域住民への犯罪等に関する情報の提供

〇情報提供の手段として、「花まる連絡帳」メールを活用し、声かけ事案等を登録者あてに送信する。

学校教育課

３　子どもを対象とした防犯指導

〇不審者侵入や不審者の声かけに対する防犯実技訓練の実施を行う。

学校教育課

４　子ども 110 番の家（再掲）

〇子ども 110 番の家の設置により、地域全体における防犯体制づくりを行う。

〇子どもが犯罪等に遭ったときの避難場所とし、犯罪発生の抑止効果を期待する。

生涯学習文化財課

（３）被害に遭った子どもの保護の推進

１　要保護者等対策地域協議会

〇要保護者等対策地域協議会において、実務者会議、ケース検討会議を行い、支援方法の検討を行う。また、事務局として関係機関との連携を進める。

〇関係者の資質向上のための研修会等を行うとともに、要保護者等対策地域協議会の機能強化に努める。

子育て支援課

7．配慮が必要な子どもと家庭への取り組みの推進

（1）児童虐待防止対策の充実

1　母子保健事業による虐待防止の推進

○子どもの人権が守られるよう、妊娠・出産期から母子と接する家庭訪問、各種健診等の母子保健事業を活用し、児童虐待のリスクの早期発見、関係機関の連携による早期の対応につなげる。

保健医療課

2　育児相談機能の強化

○すこやか相談室、家庭児童相談室、子育て支援センターで相談、情報提供等を行う。各相談機関の周知を行い、気軽に相談できる体制を整える。

子育て支援課/保健医療課

3　育児サークル等の機会の提供

○保護者の地域での孤立化を防ぐため、乳幼児相談や家庭訪問時に育児サークル参加を呼びかける。

○乳幼児相談や幼児健診時に情報の提供を継続して行う。

保健医療課

4　要保護者等対策地域協議会（再掲）

○要保護者等対策地域協議会において、実務者会議、ケース検討会議を行い、支援方法の検討を行う。また、事務局として関係機関との連携を進める。

○関係者の資質向上のための研修会等を行うとともに、要保護者等対策地域協議会の機能強化に努める。

子育て支援課

5　児童相談所の周知と連携

○平成 30 年度に開設された佐賀県北部児童相談所（唐津保健福祉事務所内）は、児童虐待だけでなく、非行相談や子どもの発育・発達など子どもに関する悩みや心配ごとの相談機関であるため、その機能や連絡先などを広報はじめ様々な機会を通じて市民に周知する。

○佐賀県北部児童相談所と連携し、児童虐待発生時は迅速・的確な対応につなげる。

子育て支援課

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

1　児童扶養手当

〇父親または母親のいない家庭等の生活の安定と自立を促進するため、一定の所得を超えない児童の母親等に児童扶養手当を支給する。

子育て支援課

2　ひとり親家庭等医療費助成

〇母子家庭、父子家庭および父母がいない児童等に対して、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目指す。

子育て支援課

3　母子父子寡婦福祉資金貸付制度

〇母子家庭の母親、父子家庭の父親および寡婦の方の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度を推進する。

子育て支援課／佐賀県

4　母子生活支援施設

〇18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入居できる施設であり生活相談も行う。

子育て支援課

5　助産施設

〇経済的に助産を受けられない妊婦に助産ができるように支援する。

子育て支援課

6　母子父子自立支援員

〇子育て支援課において、母子父子自立支援員が就業等の母子家庭、父子家庭の相談を行うとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援を充実させる。

〇関係機関との連携により、母子家庭、父子家庭の支援体制を確立する。

子育て支援課

7　鉄道（JR）運賃の割引

〇児童扶養手当を受けている母子家庭等が通勤にJRを利用する場合に運賃を割引する。

子育て支援課

8　母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

〇ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減のため、給付金を支給する。

子育て支援課

9　自立支援教育訓練給付金

○ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための指定講座を受講した場合に、講座修了後に受講料の一部を支給し、学び直しと就業支援を促進する。

子育て支援課

（3）障がい児施策の充実

1　障がいのある子どもがいる家庭への経済的援助事業

○①特別児童扶養手当を支給する。②障害児福祉手当を支給する。③重度心身障害者医療費助成事業を実施する。

○広報等による周知を行い、事業を充実させる

障がい者支援課

2　児童発達支援

○発育・発達に不安のある小学校就学前の子どもや障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う。

○一部の事業所で、子どもとその保護者が一緒に通所し、必要な療育を受けることができるよう支援する。

障がい者支援課

3　放課後等デイサービス

○学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のための訓練などを行う。

障がい者支援課

4　日中一時支援事業

○在宅の障がいのある子どもやその家族に対する支援として、日中を限度とした一時見守りを実施する。

障がい者支援課

5　居宅介護（ホームヘルプサービス）

○在宅の障がいのある子どもに対する支援として、家事援助等の居宅介護（ホームヘルプサービス）を実施する。

障がい者支援課

6　短期入所（ショートステイ）

○在宅の障がいのある子どもに対する支援として、短期入所（ショートステイ）を実施する。

障がい者支援課

7　放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れ

○安全面において万全な受け入れ態勢を整えながら、放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れを検討する。

⇒地域子ども・子育て支援事業⑪

子育て支援課

8　自立支援医療（育成医療）

○身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来、障がいが生ずると認められる疾患がある子どもで治療効果が期待できる場合、指定医療機関において医療の給付を受けることができる。

○医療機関と連携し、制度の周知を行う。

障がい者支援課

9　障がいのある子どもの保護者に対する育児相談の充実

○保健センター、障がい者相談支援センター、発達障害児（者）専門相談窓口などにおいて相談に応じる。

○他機関につなげるなど、適切な療育が受けられるよう継続して実施する。

障がい者支援課／保健医療課／
唐津保健福祉事務所／関係各課

10　教育支援委員会による指導

○学齢児童および学齢生徒の就学について、適正な判定指導、特別支援教育の振興および地域社会への啓発を行う。

学校教育課

11　特別支援学級の環境づくり

○小中学校において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級で一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、ともに学ぶ環境づくりを進める。

学校教育課

12　教職員の資質向上

○全教職員が、障がいのある子どもの人権への配慮を正しく理解するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を考慮し、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育を充実させる。

学校教育課

13　保育士等の確保・資質向上

○障がい児保育のための保育士の確保、資質向上のための研修会等に参加することにより、障がい児保育の充実を進める。各種研修会の情報提供を行い、研修会参加を促す。

子育て支援課

14 母子保健事業と療育事業の連携強化

○市関係各課や唐津保健福祉事務所等と情報を共有し連携を行う。

○障がい者支援課で実施されている「きらきら相談」「おやこ教室」、唐津保健福祉事務所での「ことばの相談」等に情報共有、連携を行う。

子育て支援課

15 障がいのある子どもの受け入れの促進

○ともに育つ場や機会を確保するため、保育所・認定こども園等における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援する。

子育て支援課／障がい者支援課

16 特別支援教育就学奨励費

○特別支援学級等で学ぶ障がいのある児童・生徒の保護者に対し、世帯の経済状況（所得等）に応じて、給食費や学用品費等の援助を行う。

学校支援課

17 心身障害児等療育訓練参加補助金

○在宅の心身障がい児・者の療育助長を目的として実施される各団体の療育訓練などへの参加費補助を行うことにより、心身障がい児・者の福祉の向上を目指す。

○普段の生活だけでは得ることができない体験ができる貴重な機会であるため、今後も継続して実施する。

障がい者支援課

18 学校における進路指導の充実

○障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加が進められるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかける。

学校教育課

19 学校教育施設のバリアフリー化の推進

○学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置を充実させるとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリー化を進める。

教育総務課

第６章 計画の推進体制

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握し、地域における教育・保育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動や子育て支援団体等と、より一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

１ 関係機関等との連携

庁内の体制

各施策を効果的に、また確実に進めていくため、福祉、教育、保健・医療をはじめとする関係各部課や関係機関との横断的な推進体制の強化に努めます。

全ての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し職務を遂行するよう、知識と意識を高めていくこととします。

市民・関係機関との協働

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援に主体的な取り組みと協働が行えるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

市の所管によらない関係機関とも連携を強化し、施策に関する問題やニーズを把握しながら計画実施に反映していきます。

国・県との連携

市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、近隣市町とも連携しながら施策を推進します。

2 計画の達成状況の点検・評価

子ども・子育て会議の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含めて着実に推進します。

計画の公表、市民の意見の反映

本計画は、市のホームページへの掲載、広報での概略紹介などを行い、取り組みや事業の進み具合も公表していくことで、市民への浸透に努めます。

また、実施事業や様々な活動の現場、家庭への訪問機会や保護者の事業利用・来訪などあらゆる場面を通じての意見・要望の把握に努め、利用者の立場に立った施策・事業を唐津市の財政状況も考えながら進めます。

◆ **計画の点検・評価の PDCA サイクル**

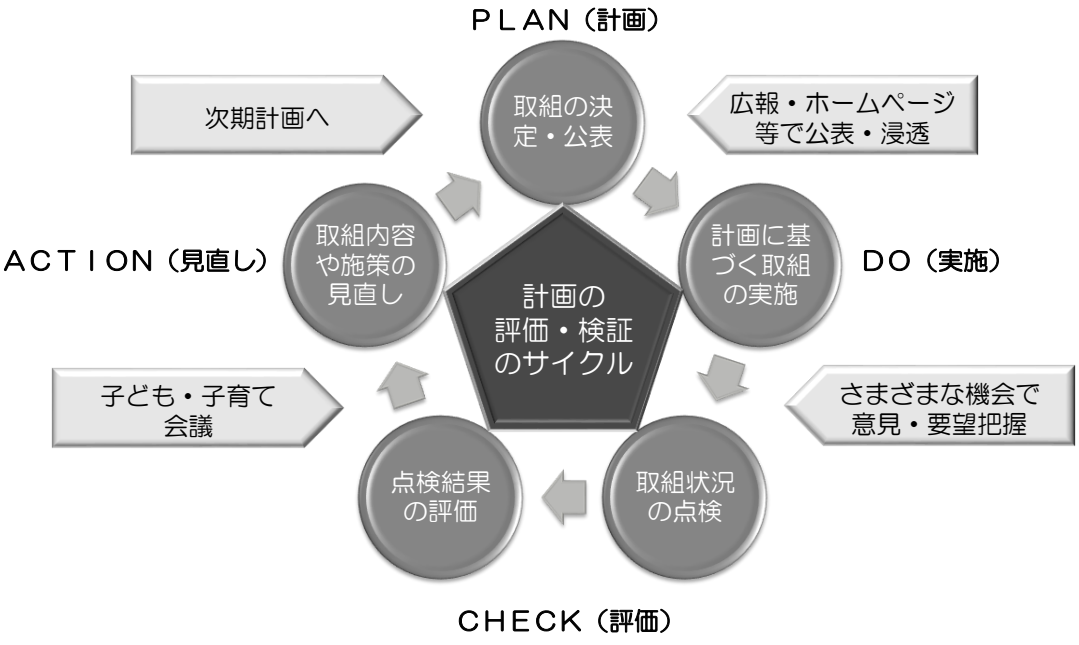

資料編

計画策定の経過

年　月　日	会議・内容等
平成 30 年 11 月 21 日	○第９回唐津市子ども・子育て会議 ・教育・保育施設等の利用状況および子ども・子育て支援事業の実施状況について ・子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査について ・認定こども園の新規開設に伴う定員設定について
平成 30 年 12 月６日 ～12 月 25 日	○唐津市子育て支援ニーズ調査の実施 ・就学前児童（０～５歳）の保護者 2,000 名に対してアンケート調査を実施　（回収率 46.0%） ・小学生（１～６年生）の保護者 2,000 名に対してアンケート調査を実施　（回収率 49.1%）
令和元年５月 23 日	○第 10 回唐津市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果報告 ・「唐津市子ども・子育て支援事業計画にかかる現状と課題 ・第二期計画のための児童人口推計（案） ・第二期計画策定のスケジュール
令和元年８月 27 日	○第 11 回唐津市子ども・子育て会議 ・第二期計画骨子（案） ・保育所・幼稚園・認定こども園の設置状況 ・第二期計画における提供区域の設定 ・量の見込み算出について ・第二期計画のための児童人口推計
令和元年 11 月 12 日	○第 12 回唐津市子ども・子育て会議 ・第二期計画素案の検討 ・地域型保育所新規開設に伴う利用定員設定等について
令和元年 12 月 16 日 ～令和２年１月 15 日	○パブリックコメントの実施 ・唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画素案
令和２年２月 21 日	○第 13 回唐津市子ども・子育て会議 ・経過報告について ・唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメントの結果について ・唐津市第二期子ども・子育て支援事業計画の承認について

唐津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日
条例第 38 号

（設置）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、唐津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　会議は、法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理する。

（組織）

第 3 条　会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2)　子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(3)　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4)　前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（委員の任期）

第 4 条　委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条　会議に会長及び副会長一人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条　会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

唐津市子ども・子育て会議　委員名簿

第3期（平成30年3月27日から令和2年3月26日まで）

	区　分		団体名称	（団体役職）	氏　名
1	子どもの保護者	保育所	七山保育園　保護者会	会　長	伊藤（いとう）　沙織（さおり）
2		認可外保育施設	は～とふるほいくえん（唐津赤十字病院）		肘井（ひじい）　和樹（かずき）
3		幼稚園	リョーユー幼稚園 PTA	副会長	坂本（さかもと）　美穂子（みほこ）
4		小学校	唐津地区PTA連合会（放課後児童クラブ）		大薗（おおぞの）　靖子（せいこ）
5	事業従事者	保育所	唐津市保育会（七山保育園）	会　長（園　長）	竹永（たけなが）　成宏（しげひろ）
6		幼稚園	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会唐津支部（リョーユー幼稚園）	支部長（園長）	市丸（いちまる）　里子（さとこ）
7		認可外保育施設	は～とふるほいくえん（唐津赤十字病院）		松本（まつもと）　英成（ひでなり）
8		放課後児童クラブ	唐津市社会福祉協議会放課後児童クラブ	支援員	河村（かわむら）　美緒（みお）
9		子育て支援事業者	NPO 法人唐津市子育て支援情報センター	センター長	（会　長）山口（やまぐち）　ひろみ
10	学識経験者	大学関係者	西九州大学　子ども学部	教　授	櫻井（さくらい）　琴音（ことね）
11		小学校	唐津小中学校司書部会	会　長	（副会長）田中（たなか）　久美子（くみこ）
12	市長が適当と認める者	地域関係者	唐津市民生・児童委員連絡協議会	主任児童委員部会長	岸本（きしもと）　辰也（たつや）
13		企業関係者	唐津商工会議所（唐津信用金庫）	常勤理事	山田（やまだ）　茂司（しげし）
14		母子保健関係者	佐賀県母子保健推進協議会唐津支部	支部長	千葉（ちば）　照美（てるみ）

令和元年12月25日現在

用語解説

あ行

育児休業

労働者が、その養育する１歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。

育児休業は原則として子が１歳に達する日（父母がともに育児休業を取得する場合は、子が１歳２か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育所等に入所できない場合に限り、子が１歳６か月まで（再延長で２歳まで）延長することができる。

医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

か行

合計特殊出生率

「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、１人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

子育て世代包括支援センター

母子保健法上の名称は「母子健康包括支援センター」。主に妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う。「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）で規定されたもの。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第１項に規定する、市町村が設置する「審議会その他の合議制の機関」のこと。

子ども・子育て関連３法

待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育および地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした３つの法を指す。

①「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）
②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）
③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年８月に制定された子ども・子育て関連３法に基づく制度のこと。「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

さ行

事業所内保育

企業などが主体となって主に従業員の子どもを対象に開設した保育所のこと。自治体の認可を受けて地域の保育を必要とする子どもにも施設を提供する。

児童相談所

児童福祉法に基づき設置された児童福祉の専門機関のこと。18 歳未満の子どもに関する相談や助言、問題児童の指導、一時保護など広範な業務・役割を担っている。佐賀県北部児童相談所は唐津保健福祉事務所内にある。

食育

食に関する様々な経験を通し、食の知識、選ぶ力を身につけ、生涯にわたり元気を作る食生活を実践できる力を育むこと。

スクールカウンセラー

児童・生徒に対する相談のほか、保護者および教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童・生徒の心のケアなどを行う心理の専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待など様々な問題の解決に関わる専門職のこと。

た行

地域型保育事業

少人数（原則 19 人以下）の単位で、主に３歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育の４つがある。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等を実施する。唐津市では 17 か所の拠点で事業を実施している。（令和２年３月現在）

特定教育・保育施設

市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。

認可外保育施設

施設の広さ、保育士等の職員数などの国の基準を満たしていない（＝認可を受けていない）施設。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能および地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育･保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持っている。

は行

病児・病後児保育

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを保育所に付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業。

ファミリー・サポート・センター

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後等デイサービス

就学している障がいのある子どもに、授業の終了後または休業日に通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う事業。

や行

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月より開始された。幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる。幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育も同様に無償化の対象とされる。

唐津市 第二期 子ども・子育て支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

発行年月：令和２年３月

発　　行：唐津市保健福祉部子育て支援課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内１番１号

電　　話：0955-72-9151

Ｆ Ａ Ｘ：0955-72-9178